

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

	(略)	(略)	(略)	(略)	○新たに指定地方行政機関に追加															
	国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)	国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)																
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u> <u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u> <u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u> <u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u>																
	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(略)	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(略)																
	(略)	(略)	(略)	(略)																
共通 -5	(略)	(略)	(略)	(略)	○誤字の修正															
	3 指定地方公共機関		3 指定地方公共機関																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td> ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院<u>教会</u>を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)		(略)	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院 <u>教会</u> を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td> ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院<u>協会</u>を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院 <u>協会</u> を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	(略)	(略)
	機関名	処理すべき事務又は業務																		
	(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院 <u>教会</u> を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）																			
(略)	(略)																			
機関名	処理すべき事務又は業務																			
(略)	(略)																			
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院 <u>協会</u> を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）																			
(略)	(略)																			
第2、3節 (略)		第2、3節 (略)																		
第4節 予想される災害と地域		第4節 予想される災害と地域																		
共通 -12	5 土石流・地すべり・がけ崩れ	5 土石流・地すべり・がけ崩れ	5 土石流・地すべり・がけ崩れ	5 土石流・地すべり・がけ崩れ	○時点修正															
	○県内で砂防指定地が <u>1,642</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>186</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,224箇所及び土砂災害警戒区域が <u>13,078</u> 箇所（いずれも平成 <u>27</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）	○県内で砂防指定地が <u>1,668</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>188</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,250</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>14,330</u> 箇所（いずれも平成 <u>28</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）	○県内で砂防指定地が <u>1,668</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>188</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,250</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>14,330</u> 箇所（いずれも平成 <u>28</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）	○県内で砂防指定地が <u>1,668</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>188</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,250</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>14,330</u> 箇所（いずれも平成 <u>28</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）																

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -13	第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画	第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画	○既に、設備は撤去されており、他の手段により、孤立を防止するための措置が講じられているため、削除 ○孤立防止対策について、現状に合わせた内容を記載																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>孤立防止用通信設備</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、地震、台風等の災害などにより、通常の通信手段が失われても市町が孤立することのないよう孤立対策用衛星電話「ku帯超小型衛星通信方式(ku-1ch)」による電話回線を設け、<u>駐在所等に専用の移動無線電話機を配備している。</u> ・県下の設置箇所は資料の巻Ⅱ(8-4)のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者等への情報伝達手段の整備</td> <td> 県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 <u>(追加)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分		内容	県防災行政無線施設の改良	(略)	通信設備の防災対策	(略)	<u>孤立防止用通信設備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、地震、台風等の災害などにより、通常の通信手段が失われても市町が孤立することのないよう孤立対策用衛星電話「ku帯超小型衛星通信方式(ku-1ch)」による電話回線を設け、<u>駐在所等に専用の移動無線電話機を配備している。</u> ・県下の設置箇所は資料の巻Ⅱ(8-4)のとおりである。 	(略)	(略)	被災者等への情報伝達手段の整備	県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 <u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者等への情報伝達手段の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・ <u>県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県防災行政無線施設の改良	(略)	通信設備の防災対策	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)
区分	内容																								
県防災行政無線施設の改良	(略)																								
通信設備の防災対策	(略)																								
<u>孤立防止用通信設備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、地震、台風等の災害などにより、通常の通信手段が失われても市町が孤立することのないよう孤立対策用衛星電話「ku帯超小型衛星通信方式(ku-1ch)」による電話回線を設け、<u>駐在所等に専用の移動無線電話機を配備している。</u> ・県下の設置箇所は資料の巻Ⅱ(8-4)のとおりである。 																								
(略)	(略)																								
被災者等への情報伝達手段の整備	県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 <u>(追加)</u>																								
区分	内容																								
県防災行政無線施設の改良	(略)																								
通信設備の防災対策	(略)																								
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																								
(略)	(略)																								
被災者等への情報伝達手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・ <u>県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</u> 																								
(略)	第2、3節 (略)	(略)																							
第4節 防災知識の普及計画 (略)	第4節 防災知識の普及計画 (略)	第4節 防災知識の普及計画 (略)																							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -17	3 県の実施事項 (略) (3) 県民に対する防災思想の普及		3 県の実施事項 (略) (3) 県民に対する防災思想の普及		○防災基本 計画改正に よる修正							
	区分	内容	区分	内容								
	一般的な啓発	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識</p> <p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災 予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p><u>シ</u> 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p><u>ス</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>セ</u> 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p><u>ソ</u> 安否情報の確認のためのシステム</p> <p><u>タ</u> 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p>	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識</p> <p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災 予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p><u>シ</u> <u>居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p><u>ス</u> 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p><u>セ</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>ソ</u> 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p><u>タ</u> 安否情報の確認のためのシステム</p> <p><u>チ</u> 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p>									
	手段・方法	(略)	手段・方法	(略)								
	(略)	(略)	(略)	(略)								
	社会を通じての啓発	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 		手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 										
	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 										
	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 										
	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 										
(略)	(略)	(略)	(略)									
第5節 防災のための調査研究		第5節 防災のための調査研究		○誤字の 修正								
3 県の実施事項 (略) (3) 県民に対する防災思想の普及		3 県の実施事項 (略) (3) 県民に対する防災思想の普及										
区分	内容	区分	内容									
一般的な啓発	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識</p> <p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災 予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p><u>シ</u> 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p><u>ス</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>セ</u> 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p><u>ソ</u> 安否情報の確認のためのシステム</p> <p><u>タ</u> 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p>	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識</p> <p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災 予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p><u>シ</u> <u>居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p><u>ス</u> 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p><u>セ</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>ソ</u> 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p><u>タ</u> 安否情報の確認のためのシステム</p> <p><u>チ</u> 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p>										
手段・方法	(略)	手段・方法	(略)									
(略)	(略)	(略)	(略)									
社会を通じての啓発	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 		手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 	
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 											
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 											
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 											
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 											
(略)	(略)	(略)	(略)									
第5節 防災のための調査研究		第5節 防災のための調査研究										

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -20	(略)	(略)	○熊本地震等の活断層型の地震への対策を記載。また、災害発生状況調査は、既存の災害だけではなく、自然災害全般について、実施しているため、他の災害を追加 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改正による修正 ○防災基本計画改正による修正 ○防災基本計画改正による修正																				
	3 災害発生状況調査	3 災害発生状況調査																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">風水害</td> <td>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水想定区域図を作成し、今後の防災対策の資料とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地すべり</td> <td>地すべり災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火災</td> <td>火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水想定区域図を作成し、今後の防災対策の資料とする	地すべり	地すべり災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。	火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>地震</u></td> <td><u>過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>津波</u></td> <td><u>過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風水害</td> <td><u>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>火山</u></td> <td><u>過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>大火災</u></td> <td>火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<u>地震</u>	<u>過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u>	<u>津波</u>	<u>過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。</u>	風水害	<u>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。</u>	<u>火山</u>	<u>過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u>	<u>大火災</u>	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。
	区 分	内 容																					
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水想定区域図を作成し、今後の防災対策の資料とする																						
地すべり	地すべり災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。																						
火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。																						
区 分	内 容																						
<u>地震</u>	<u>過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u>																						
<u>津波</u>	<u>過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。</u>																						
風水害	<u>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。</u>																						
<u>火山</u>	<u>過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u>																						
<u>大火災</u>	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。																						
第6節 住民の避難誘導體制	第6節 住民の避難誘導體制																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示、避難勧告、<u>避難準備情報</u>等について、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難情報と住民の安全確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での安全確保措置（待機・垂直避難）</u>等を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>屋内での安全確保措置等</u>は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、<u>避難準備情報</u>の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>（追加）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、 <u>避難準備情報</u> 等について、「 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u> 」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	(略)	(略)	避難情報と住民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での安全確保措置（待機・垂直避難）</u>等を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>屋内での安全確保措置等</u>は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、<u>避難準備情報</u>の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>（追加）</u> 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示（<u>緊急</u>）、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>について、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難情報と住民の安全確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・「<u>屋内安全確保</u>」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>県は、災害時に時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示（ <u>緊急</u> ）、避難勧告、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> について、「 <u>避難勧告等に関するガイドライン</u> 」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	(略)	(略)	避難情報と住民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・「<u>屋内安全確保</u>」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>県は、災害時に時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</u> 						
区分	内容																						
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、 <u>避難準備情報</u> 等について、「 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u> 」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																						
(略)	(略)																						
避難情報と住民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での安全確保措置（待機・垂直避難）</u>等を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>屋内での安全確保措置等</u>は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、<u>避難準備情報</u>の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>（追加）</u> 																						
区分	内容																						
マニュアルの作成	市町は、避難指示（ <u>緊急</u> ）、避難勧告、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> について、「 <u>避難勧告等に関するガイドライン</u> 」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																						
(略)	(略)																						
避難情報と住民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・「<u>屋内安全確保</u>」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>県は、災害時に時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</u> 																						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -22	<table border="1"> <tr> <td>避難情報</td> <td>住民に求められる行動（安全確保措置）</td> </tr> <tr> <td><u>避難準備情報</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。 </td> </tr> </table>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	<u>避難準備情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。 	<table border="1"> <tr> <td>避難情報</td> <td>住民に求められる行動（安全確保措置）</td> </tr> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示 <u>（緊急）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。 </td> </tr> </table>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 	避難指示 <u>（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。 	<p>○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改正による修正</p> <p>○近年、多様化する自然災害に備える必要があるため、追加</p> <p>○防災基本計画改正による修正</p>
	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）																	
<u>避難準備情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。 																		
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 																		
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。 																		
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）																		
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。 																		
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 																		
避難指示 <u>（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。 																		
<p>第7節 （略）</p> <p>第8節 自主防災組織の育成 （略）</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時からの実施事項</td> <td> <u>（追加）</u> ア 地震防災等に関する知識の吸収 イ 地域の危険度の理解 ウ 家庭における防災の話し合い エ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 オ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 カ 家屋の補強等 キ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>（追加）</u> ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 コ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分） </td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節～第11節 （略）</p> <p>第12節 要配慮者支援計画</p>	区分	内容	平常時からの実施事項	<u>（追加）</u> ア 地震防災等に関する知識の吸収 イ 地域の危険度の理解 ウ 家庭における防災の話し合い エ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 オ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 カ 家屋の補強等 キ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>（追加）</u> ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 コ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）	（略）	（略）	<p>第7節 （略）</p> <p>第8節 自主防災組織の育成 （略）</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時からの実施事項</td> <td> <u>ア 防災気象に関する知識の吸収</u> <u>イ</u> 地震防災等に関する知識の吸収 <u>ウ</u> 地域の危険度の理解 <u>エ</u> 家庭における防災の話し合い <u>オ</u> 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 <u>カ</u> 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 <u>キ</u> 家屋の補強等 <u>ク</u> 家具その他落下倒壊危険物の対策 <u>ケ</u> 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>コ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>サ</u> 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 <u>シ</u> 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分） </td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節～第11節 （略）</p>	区分	内容	平常時からの実施事項	<u>ア 防災気象に関する知識の吸収</u> <u>イ</u> 地震防災等に関する知識の吸収 <u>ウ</u> 地域の危険度の理解 <u>エ</u> 家庭における防災の話し合い <u>オ</u> 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 <u>カ</u> 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 <u>キ</u> 家屋の補強等 <u>ク</u> 家具その他落下倒壊危険物の対策 <u>ケ</u> 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>コ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>サ</u> 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 <u>シ</u> 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）	（略）	（略）						
区分	内容																		
平常時からの実施事項	<u>（追加）</u> ア 地震防災等に関する知識の吸収 イ 地域の危険度の理解 ウ 家庭における防災の話し合い エ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 オ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 カ 家屋の補強等 キ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>（追加）</u> ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 コ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）																		
（略）	（略）																		
区分	内容																		
平常時からの実施事項	<u>ア 防災気象に関する知識の吸収</u> <u>イ</u> 地震防災等に関する知識の吸収 <u>ウ</u> 地域の危険度の理解 <u>エ</u> 家庭における防災の話し合い <u>オ</u> 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 <u>カ</u> 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 <u>キ</u> 家屋の補強等 <u>ク</u> 家具その他落下倒壊危険物の対策 <u>ケ</u> 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>コ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>サ</u> 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 <u>シ</u> 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）																		
（略）	（略）																		

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

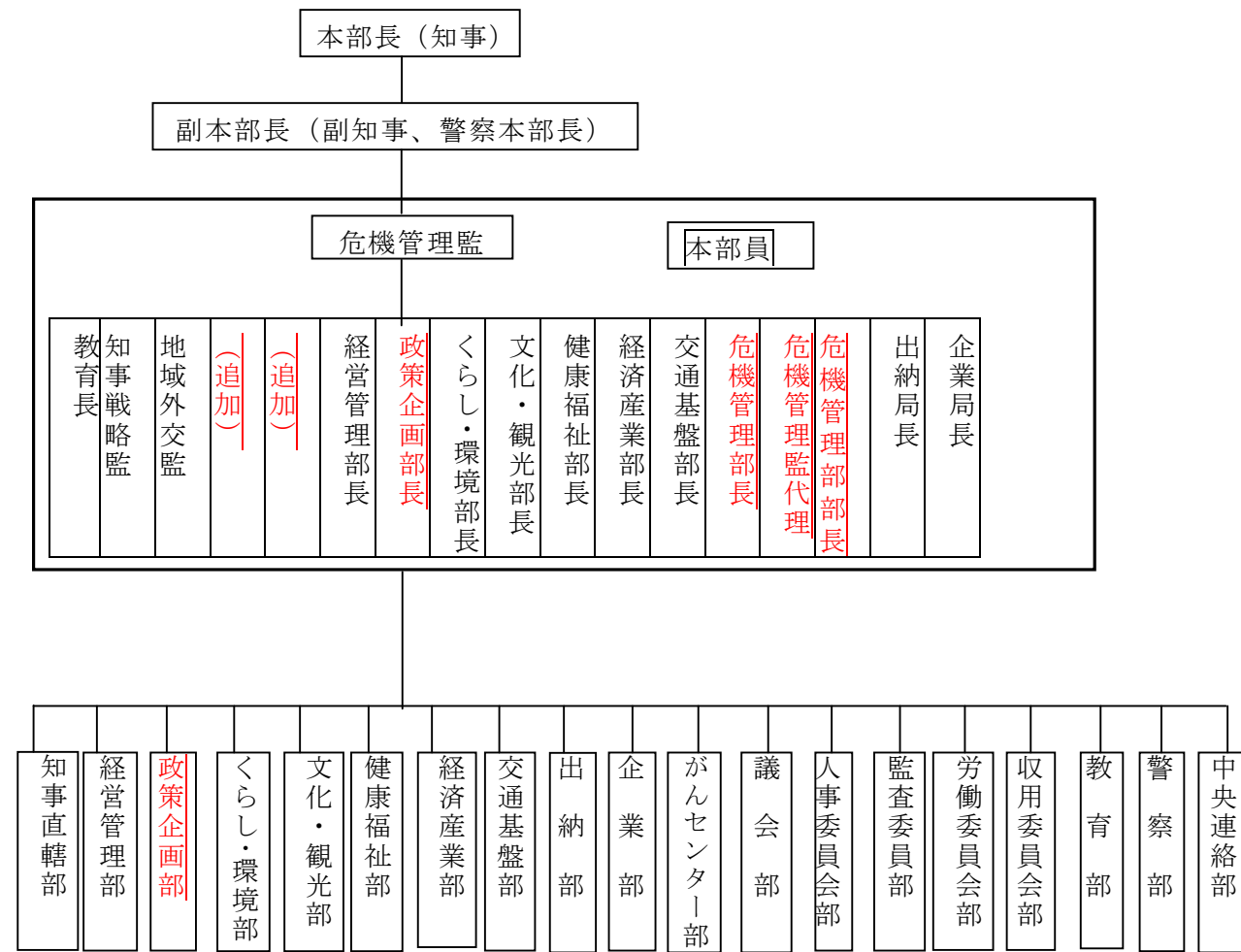
区分	内容	第12節 要配慮者支援計画	
共通 -26	(略)	(略)	<p>○新たに協定を締結したため、記載</p> <p>○防災基本計画改正による修正</p> <p>○「静岡県地震対策推進条例」改正を踏まえ修正</p> <p>○水防法及び土砂災害防止法改正による修正</p>
共通 -27	<p>県の要配慮者支援体制</p> <p>県は、応援職員(福祉関係職員等)の派遣並びに要配慮者のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。</p>	<p>県の要配慮者支援体制</p> <p>県は、<u>DCAT(災害派遣福祉チーム)及び</u>応援職員(福祉関係職員等)の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p>	
	<p>避難行動要支援者の把握、名簿の作成等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するものとする 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者)に対し、本人の同意を<u>得た上で</u>名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 <p>(略)</p>	<p>避難行動要支援者の把握、名簿の作成等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新する<u>とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者)に対し、本人の同意を<u>得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、</u>名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 <p>(略)</p>	
	(略)	(略)	
	<p>観光客の安全確保</p> <p><u>県は「ふじのくに観光躍進基本計画」に基づいて、危機発生時における避難誘導計画の整理及び市町、宿泊事業者等による観光客への安全対策を推進するものとする。</u></p>	<p>観光客の安全確保</p> <p><u>県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。</u></p>	
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>要配慮者利用施設における避難確保措置等</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>また、市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>	
第13節～第17節	(略)	第13節～第17節	
第3章 災害応急対策計画	(略)	第3章 災害応急対策計画	
第1節	(略)	第1節	
	(略)	(略)	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

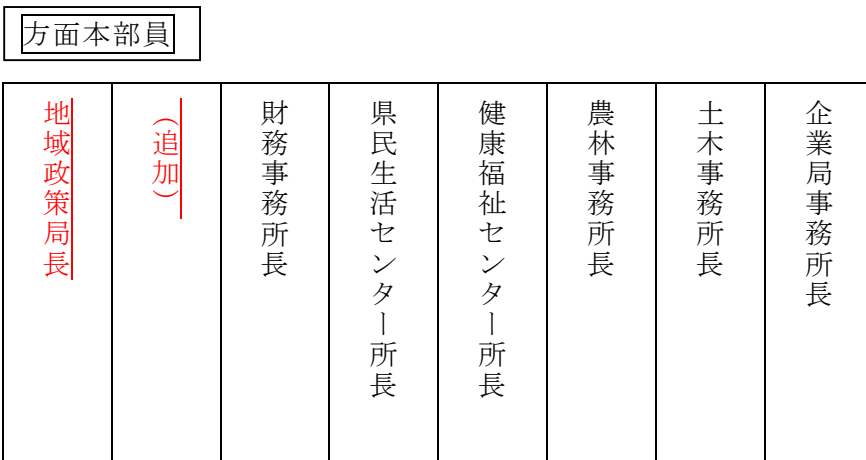
共通
-32

第2節 組織計画

(略)
「静岡県災害対策本部編成図」(抄)

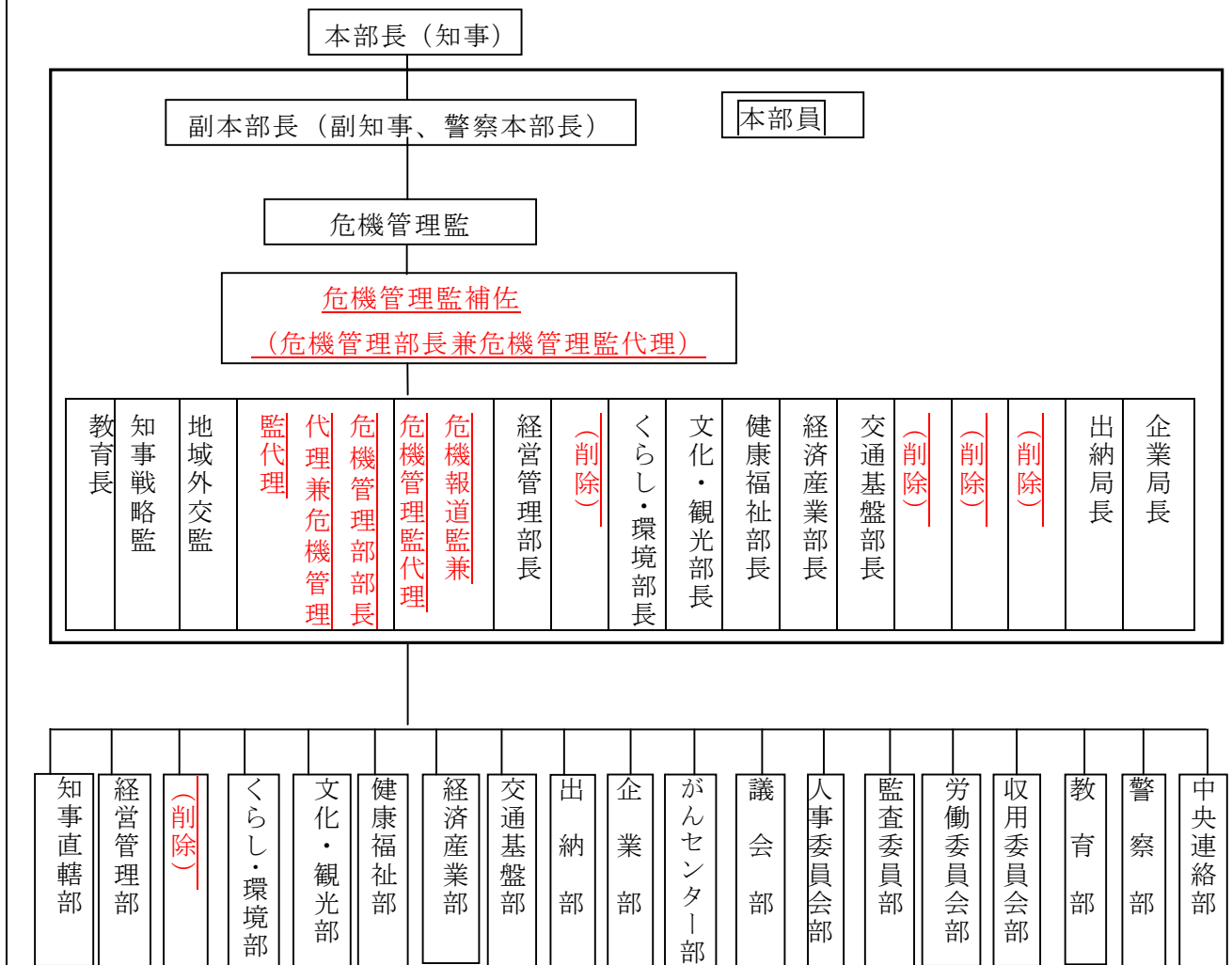


「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)

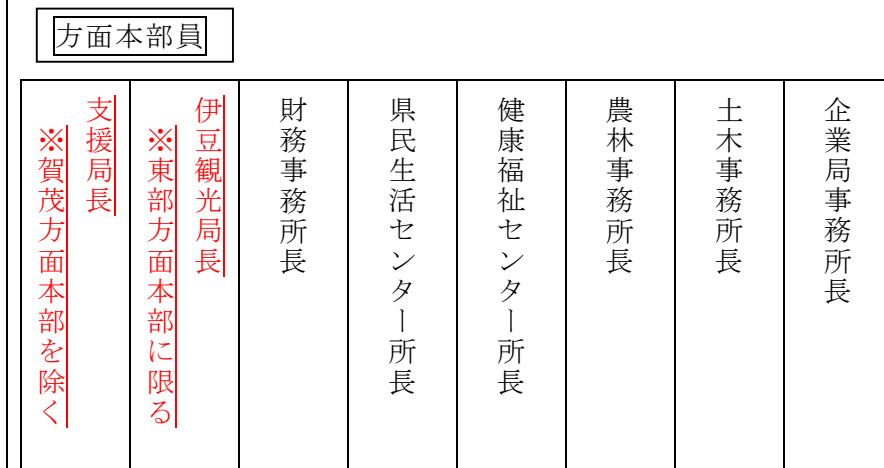


第2節 組織計画

(略)
「静岡県災害対策本部編成図」(抄)



「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)



○「静岡県災害対策本部運営要領」改正
による修正
及び組織改編による修正

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -33	「静岡県災害対策本部 対策会議」		「静岡県災害対策本部 対策会議」																																						
	<危機担当監> 知事公室長、地域外交局長、経営管理部総務局長、 <u>政策企画部政策推進局長</u> 、くらし・環境部管理局長、建築住宅局長、環境局長、 <u>(追加)、文化・観光部</u> 観光交流局長、空港振興局長、健康福祉部管理局長、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局長、農業局長、交通基盤部管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、出納局次長兼会計管理課長、企業局理事、教育委員会理事兼教育総務課長		<危機担当監> 知事戦略局長、地域外交局長、経営管理部総務局長、 <u>(削除)</u> くらし・環境部管理局長、建築住宅局長、環境局長、 <u>文化・観光部管理</u> 局長、観光交流局長、空港振興局長、健康福祉部管理局長、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局長、農業局長、交通基盤部管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、出納局次長兼会計管理課長、企業局理事、教育委員会理事兼教育総務課長																																						
共通 -34	2 職員動員及び配備		2 職員動員及び配備																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制・配備基準</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事前配備体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>本庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>本庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等		事前配備体制	(略)	(略)	本庁	(略)			出先	(略)	(略)	(略)	本庁	(略)	出先	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制・配備基準</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事前配備体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>本庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>本庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等		事前配備体制	(略)	(略)	本庁	(略)			出先	(略)	(略)	(略)	本庁	(略)	出先
配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等																																						
事前配備体制	(略)	(略)	本庁	(略)																																					
			出先	(略)																																					
	(略)	(略)	本庁	(略)																																					
			出先	(略)																																					
配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等																																						
事前配備体制	(略)	(略)	本庁	(略)																																					
			出先	(略)																																					
	(略)	(略)	本庁	(略)																																					
			出先	(略)																																					
【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発表されたとき、又は、大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	(略)	本庁 知事公室広聴広報課、 (略)	本庁 知事戦略局広聴広報課、 (略)	出先 (略)																																					
第3節 応援計画 (略) 2 実施方法	第3節 応援計画 (略) 2 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容																																
区分	内容																																								
区分	内容																																								

○「静岡県災害対策本部運営要領」改正による修正

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通 -35	(略)	(略)	(略)	(略)	○誤字の修正						
	消防団の応援活動要請	(略) ・応援動員能力は資料の巻Ⅱ（11-2）<消防団員応援動員計画表>に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。	(略)	消防団の応援活動要請		(略) ・応援動員能力は資料の巻Ⅱ（11-2）<消防団員数一覧表>に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。					
	(略)	(略)	(略)	(略)							
共通 -36	消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第3.1節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。	(略)	消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第3.3節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。	○誤字の修正					
	(略)	(略)	(略)	(略)							
	第4節 通信情報計画 (略) 4 情報伝達手段及び通信系統		第4節 通信情報計画 (略) 4 情報伝達手段及び通信系統								
共通 -40	区分	内容	区分	内容	○既に、 設備は撤去されており、 他の手段により、 孤立を防止するための措置が講じられているため、 削除						
	(略)	(略)	(略)	(略)							
	その他の無線及び有線電話等	孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、 <u>パーソナル無線</u> 、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。 <table border="1"> <tr> <td><u>孤立防止用無線設備の利用</u></td> <td><u>孤立防止用無線設備の設置箇所は、資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。</u> <u>ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき</u></td> </tr> <tr> <td>非常通信の利用</td> <td>東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料の巻Ⅱ（8-7-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。</td> </tr> </table>	<u>孤立防止用無線設備の利用</u>	<u>孤立防止用無線設備の設置箇所は、資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。</u> <u>ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき</u>		非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料の巻Ⅱ（8-7-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。	その他の無線及び有線電話等	孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。 <table border="1"> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>非常通信の利用</td> <td>東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料の巻Ⅱ（8-7-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。</td> </tr> </table>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>孤立防止用無線設備の利用</u>	<u>孤立防止用無線設備の設置箇所は、資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。</u> <u>ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき</u>										
非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料の巻Ⅱ（8-7-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。										
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>										
非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料の巻Ⅱ（8-7-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。										
(略)	(略)	(略)	(略)								
共通 -41	(略)	(略)	(略)	(略)	○誤字の修正						
	6 災害の被害等の情報の収集及び伝達 事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面<第3.1節 突発的災害に係る応急対策計画>により、情報の収集、伝達を実施するものとする。	6 災害の被害等の情報の収集及び伝達 事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面<第3.3節 突発的災害に係る応急対策計画>により、情報の収集、伝達を実施するものとする。	6 災害の被害等の情報の収集及び伝達 事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面<第3.3節 突発的災害に係る応急対策計画>により、情報の収集、伝達を実施するものとする。	6 災害の被害等の情報の収集及び伝達 事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面<第3.3節 突発的災害に係る応急対策計画>により、情報の収集、伝達を実施するものとする。							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>共通 -45</p>	<p>第5、6節 (略) 第7節 避難救出計画 1 避難 ○ 特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、<u>避難準備情報</u>の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第5、6節 (略) 第7節 避難救出計画 1 避難 ○ 特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改正による修正</p>												
<p>共通 -46</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難の勧告及び指示の周知徹底</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難準備情報</u>、避難の勧告又は<u>指示</u>の主旨 イ <u>避難準備情報</u>、避難の勧告・<u>指示</u>が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難準備情報</u>、避難の勧告又は<u>指示</u>の主旨 イ <u>避難準備情報</u>、避難の勧告・<u>指示</u>が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難の勧告及び指示の周知徹底</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の主旨 イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の勧告・<u>避難指示（緊急）</u>が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の主旨 イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の勧告・<u>避難指示（緊急）</u>が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 	(略)	(略)	
区分	内容														
避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難準備情報</u>、避難の勧告又は<u>指示</u>の主旨 イ <u>避難準備情報</u>、避難の勧告・<u>指示</u>が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 														
(略)	(略)														
区分	内容														
避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の主旨 イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難の勧告・<u>避難指示（緊急）</u>が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 														
(略)	(略)														
<p>共通 -47</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>福祉避難所、2次的避難所</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努める。 市町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </tbody> </table>	<u>福祉避難所、2次的避難所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努める。 市町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>福祉避難所</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 市町は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 </td> </tr> <tr> <td><u>2次的避難所</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余 </td> </tr> </tbody> </table>	<u>福祉避難所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 市町は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	<u>2次的避難所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余 	<p>○「福祉避難所」と「2次的避難所」の定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載</p>						
<u>福祉避難所、2次的避難所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努める。 市町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 														
<u>福祉避難所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 市町は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 														
<u>2次的避難所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余 														

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>共通 -50</p> <p>共通 -51</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;"></td> <td style="width: 400px; height: 50px;"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;"></td> <td style="width: 400px; height: 50px;"> <p><u>儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>・市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p> </td> </tr> </table>		<p><u>儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>・市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p>	<p>○防災基本計画改正による修正</p> <p>○防災基本計画改正による修正</p> <p>○誤字の修正</p>						
	<p><u>儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>・市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p>												
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 食料供給計画 災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県の実施事項を定め、食糧供給に支障のないよう措置する。 <u>(追加)</u> (略)</p> <p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。 <u>(追加)</u> (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第18節 輸送計画>に基づき行うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>5 要配慮者への配慮 ○ 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第18節 輸送計画>に基づき行うものとする。 	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 食料供給計画 災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県の実施事項を定め、食糧供給に支障のないよう措置する。 <u>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</u> (略)</p> <p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。 <u>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u> (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第19節 輸送計画>に基づき行うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>5 要配慮者への配慮 ○ 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第19節 輸送計画>に基づき行うものとする。
区 分	内 容												
(略)	(略)												
輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第18節 輸送計画>に基づき行うものとする。 												
区 分	内 容												
(略)	(略)												
輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第19節 輸送計画>に基づき行うものとする。 												

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>共通 -53</p>	<p>○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 ○ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 ○ <u>（追加）</u> （略）</p> <p>第13節 医療・助産計画 （略）</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項 （1）救護病院等への救護班（DMAT等医療チーム）の派遣 資料の巻Ⅱ（14-2-3） （2）静岡県医薬品卸業協会、静岡県<u>医科器械協会</u>及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ（14-3-1） （3）<u>日本赤十字社静岡県支部</u>からの輸血用血液の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ（14-2-2） （4）（5）（略） （略）</p> <p>第14節～第18節 （略）</p> <p>第19説 輸送計画 1 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="181 1144 1463 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海上輸送</td> <td rowspan="5">輸送方法</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県有船舶</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊の艦艇</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁の船艇</td> <td><第<u>27</u>節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10-6-7）のとおりである</td> </tr> <tr> <td>民間船舶 漁船</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第20節 交通応急対策計画 1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="181 1816 1463 1900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	内容	海上輸送	輸送方法	（略）	県有船舶	（略）	海上自衛隊の艦艇	（略）	海上保安庁の船艇	<第 <u>27</u> 節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10-6-7）のとおりである	民間船舶 漁船	（略）	区分	内容	区		分		<p>慮すること。 ○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 ○ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 ○ <u>応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できよう配慮するものとする。</u> （略）</p> <p>第13節 医療・助産計画 （略）</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項 （1）救護病院等への救護班（DMAT、<u>DPAT</u>等医療チーム）の派遣 資料の巻Ⅱ（14-2-3） （2）静岡県医薬品卸業協会、静岡県<u>医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部</u>及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ（14-3-1） （3）<u>静岡県赤十字血液センター</u>からの輸血用血液の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ（14-2-2） （4）（5）（略） （略）</p> <p>第14節～第18節 （略）</p> <p>第19説 輸送計画 1 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="1463 1186 2757 1690"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海上輸送</td> <td rowspan="5">輸送方法</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県有船舶</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊の艦艇</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁の船艇</td> <td><第<u>28</u>節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10-6-7）のとおりである</td> </tr> <tr> <td>民間船舶 漁船</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第20節 交通応急対策計画 1 道路管理者<u>等</u>の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1463 1858 2757 1942"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	内容	海上輸送	輸送方法	（略）	県有船舶	（略）	海上自衛隊の艦艇	（略）	海上保安庁の船艇	<第 <u>28</u> 節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10-6-7）のとおりである	民間船舶 漁船	（略）	区分	内容	区		分		<p>○防災基本計画改正による修正</p> <p>○静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）の発足に伴い、追加 ○法人名変更に伴う修正 ○現在の実施状況にあわせた修正</p> <p>○誤字の修正</p> <p>○災害対策基本法改正による修正</p>
区分	項目	内容																																									
海上輸送	輸送方法	（略）																																									
		県有船舶	（略）																																								
		海上自衛隊の艦艇	（略）																																								
		海上保安庁の船艇	<第 <u>27</u> 節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10-6-7）のとおりである																																								
		民間船舶 漁船	（略）																																								
区分	内容																																										
区																																											
分																																											
区分	項目	内容																																									
海上輸送	輸送方法	（略）																																									
		県有船舶	（略）																																								
		海上自衛隊の艦艇	（略）																																								
		海上保安庁の船艇	<第 <u>28</u> 節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料の巻Ⅱ（10-6-7）のとおりである																																								
		民間船舶 漁船	（略）																																								
区分	内容																																										
区																																											
分																																											
<p>共通 -55</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																								
<p>共通 -60</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																								
<p>共通 -61</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																								

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通 -62	(略)	(略)	(略)	(略)	○災害対策 基本法改正 に伴う修正
	放置車両の 移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。	放置車両の 移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、 <u>港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u> は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
2 県知事又は県公安委員会の実施事項		2 県知事又は県公安委員会の実施事項			
	区分	内 容	区分	内 容	
	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 	○災害対策 基本法改正 に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
第21節～第23節 (略)		第21節～第23節 (略)			
第24節 消防計画		第24節 消防計画			
共通 -66	区分	内容	区分	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 	広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -67	<p>・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p><u>ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合</u></p> <p><u>イ</u> 発災市町等の消防力によっては防<u>ぎ</u>よが著しく困難と認める場合</p> <p><u>ウ その災害を防除</u>するため、<u>他の市</u>町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p>	<p>・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p>・ <u>発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</u></p> <p>・ 発災市町等の消防力によっては防<u>御</u>が著しく困難と認める場合</p> <p>・ <u>発災市町等を災害から防御</u>するため、<u>応援市</u>町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p>	<p>○「消防相互応援協定」改正に伴う修正</p>																							
	<p>(略)</p> <p>消防庁への応援要請 突発的災害の場合は、<第<u>31</u>節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。</p> <p>第25節 応援協力体制 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防庁への応援要請</td> <td>突発的災害の場合は、<第<u>31</u>節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。</td> </tr> </table> <p>第26節 ボランティア活動支援計画 県及び市町は、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第27節～第29節 (略)</p> <p>第30節 電力施設災害応急対策計画 1 電力会社の地域分担</p> <table border="1"> <tr> <th>電力会社</th> <th>分担地域</th> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> <td>沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	消防庁への応援要請	突発的災害の場合は、<第 <u>31</u> 節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。	電力会社	分担地域	東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>消防庁への応援要請 突発的災害の場合は、<第<u>3.3</u>節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。</p> <p>第25節 応援協力体制 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防庁への応援要請</td> <td>突発的災害の場合は、<第<u>3.3</u>節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。</td> </tr> </table> <p>第26節 ボランティア活動支援計画 県及び市町は、<u>ボランティアの自主性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら</u>ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第27節～第29節 (略)</p> <p>第30節 電力施設災害応急対策計画 1 電力会社の地域分担</p> <table border="1"> <tr> <th>電力会社</th> <th>分担地域</th> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> <td>沼津市、熱海市、三島市、富士宮市<u>の一部</u>、伊東市、富士市<u>の一部</u>、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	消防庁への応援要請	突発的災害の場合は、<第 <u>3.3</u> 節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。	電力会社	分担地域	東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市 <u>の一部</u> 、伊東市、富士市 <u>の一部</u> 、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡	(略)	(略)
区分	内容																									
(略)	(略)																									
消防庁への応援要請	突発的災害の場合は、<第 <u>31</u> 節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。																									
電力会社	分担地域																									
東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡																									
(略)	(略)																									
区分	内容																									
(略)	(略)																									
消防庁への応援要請	突発的災害の場合は、<第 <u>3.3</u> 節 突発的災害にかかる応急対策計画> 1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。																									
電力会社	分担地域																									
東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市 <u>の一部</u> 、伊東市、富士市 <u>の一部</u> 、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡																									
(略)	(略)																									
共通 -72	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>○誤字の修正</p>																							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通 -75	第31、32節 (略)	第31、32節 (略)	第33節 突発的災害に係る応急対策計画	第33節 突発的災害に係る応急対策計画		
	1 県の体制 (略)	1 県の体制 (略)	(3) 災害対策本部の実施する応急対策	(3) 災害対策本部の実施する応急対策		
			区分	内容	区分	内容
			(略)	(略)	(略)	(略)
	各 機 関 へ の 要 請	自衛隊	・自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。 ・人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは<第26節 自衛隊派遣計画>による。	自衛隊	・自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。 ・人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは<第27節 自衛隊派遣計画>による。	○誤字の修正
		海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<第27節 海上保安庁に対する支援要請計画>による。	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>による	○誤字の修正
		消防庁、他都県	(略)	消防庁、他都県	(略)	
		緊急医療活動	ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。 ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、（一社）県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。 <u>(追加)</u>	緊急医療活動	ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。 ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、（一社）県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。 <u>エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</u>	○静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）の発足に伴い、追加
		緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	(略)	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	(略)	
		警察災害派遣隊等	(略)	警察災害派遣隊等	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通
-77

第1号様式（火災）

		第 報	
報告日時	平成	年	月 日 時 分
都道府県	静岡県		
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積		m ²		
	階層	延べ面積		m ²		
焼損程度	全焼	棟	計 棟	建物焼損床面積	m ²	
	焼損半焼	棟		建物焼損表面積	m ²	
	程度部分焼	棟		林野焼損面積	a	
	ぼや	棟				
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第1号様式（火災）

		第 報	
報告日時	年	月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積		m ²		
	階層	延べ面積		m ²		
焼損程度	全焼	棟	計 棟	建物焼損床面積	m ²	
	焼損半焼	棟		建物焼損表面積	m ²	
	程度部分焼	棟		林野焼損面積	ha	
	ぼや	棟				
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

○以下、共通-82まで「火災・災害等即報要領」における様式の変更に伴うもの

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通
-78

第2号様式（特定の事故）

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	平成 年 月 日 時 分
	都道府県	静岡県
	市町村 (消防本部名)	
	報告者	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	月 日 時 分	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象情報			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人	
		重症	人	
		中等症	人	
		軽症	人	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
		消防本部(署)	台	
		消防団	台	
		海上保安庁	台	
自衛隊	人			
その他	人			
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
		重症	人(人)	
		中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
		消防本部(署)	台	
		消防団	台	
		海上保安庁	台	
自衛隊	人			
その他	人			
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通
-79

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	静岡県
市町村 (消防本部名)	
報告者	

消防庁受信者氏名 _____

火災種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人	
		重症	人(人)	
	計	中等症	人(人)	
	不明	軽 症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人(人)	
		重症 中等症 軽 症	人(人)	
	計		人(人)	
	不明		人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

共通
-80

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

報告日時		平成 年 月 日 時 分	
都道府県		静岡県	
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名			
災害名 (第 報)		報告者	
災害の概況	発生場所	発生日時 月 日 時 分	
被害の状況	死傷者	死者 人 不明 人	住家 全壊 棟 一部破損 棟
	負傷者	人 計 人	半壊 棟 床上浸水 棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(都道府県)	(市町村)

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名			
災害名 (第 報)		報告者名	
災害の概況	発生場所	発生日時 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者 人 重傷 人	住家被害 全壊 棟 床上浸水 棟
		不明 人 軽傷 人	半壊 棟 床下浸水 棟
応急対策の状況	119番通報の件数		
	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)
自衛隊派遣要請の状況	消防機関等の活動状況 <small>(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づき応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</small>		
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策		

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通
-81

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県		区 分		被 害
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	そ	田	流失・埋設 ha
			冠 水 ha	
報 告 者 名		の	畑	流失・埋設 ha
			冠 水 ha	
		の	文教施設	箇所
			病院	箇所
			道路	箇所
			橋りょう	箇所
			河川	箇所
			港湾	箇所
			砂防	箇所
			清掃施設	箇所
			崖くずれ	箇所
			鉄道不通	箇所
		他	被害船舶	隻
			水道	戸
		の	電話	回線
			電気	戸
		の	ガス	戸
			ブロック塀等	箇所
		の	その他	箇所
		の	床上浸水	棟 世帯 人
			床下浸水	棟 世帯 人
		の	り 災 世 帯 数	世帯
			り 災 者 数	人
		の	火災発生	棟
			建 物 件	件
		の	火災発生	棟
			危 険 物 件	件
		の	火災発生	棟
			そ の 他 件	件

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県		区 分		被 害
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	そ	田	流失・埋没 ha
			冠 水 ha	
報 告 者 名		の	畑	流失・埋没 ha
			冠 水 ha	
		の	文教施設	箇所
			病院	箇所
			道路	箇所
			橋りょう	箇所
			河川	箇所
			港湾	箇所
			砂防	箇所
			清掃施設	箇所
			崖くずれ	箇所
			鉄道不通	箇所
		他	被害船舶	隻
			水道	戸
		の	電話	回線
			電気	戸
		の	ガス	戸
			ブロック塀等	箇所
		の	その他	箇所
		の	床上浸水	棟 世帯 人
			床下浸水	棟 世帯 人
		の	り 災 世 帯 数	世帯
			り 災 者 数	人
		の	火災発生	棟
			建 物 件	件
		の	火災発生	棟
			危 険 物 件	件
		の	火災発生	棟
			そ の 他 件	件

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通
-82

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 共 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	

備 考	災害発生場所
	災害発生年月日
	災害の種類概況
	応急対策の状況
	119番通報件数
	・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
	・避難の勧告・指示の状況
	・避難所の設置状況
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
	・自衛隊の派遣要請
	・災害ボランティアの活動状況

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

区 分	被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村	
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 通 用 市 町 村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		119番通報件数	件	
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況 <small>〔地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防担津波第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること〕</small>				
	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

共通 -83	表 1	機 関 名			防 災 無 線	表 1	機 関 名			防 災 無 線	○名称変更 による修正
		N	T	T			N	T	T		
		消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527		(8-90-49013)	消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527		(8-90-49013)		
		県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110			県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110				
		県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251			県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251				
		静 岡 地 方 気 象 台	054-286-3521		160-9000	静 岡 地 方 気 象 台	054-286-3521		160-9000		
		陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310		150-9000	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310		150-9000		
		航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111		153-9000	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111		153-9000		
		海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522		156-9106	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522		156-9106		
		清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118		157-9000	清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118		157-9000		
		下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118		158-9106	下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118		158-9106		
		日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131		159-9000	日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131		159-9000		
		(一社)静岡県医師会	054-246-6151			(一社)静岡県医師会	054-246-6151				
		西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122			西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122				
		<u>東京電力(株)沼津支店</u>	<u>055-951-3300</u>			<u>東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社</u>	<u>055-915-5474</u>				
		中部電力(株)静岡支店	054-273-9012			中部電力(株)静岡支店	054-273-9012				
		静岡ガス(株)環境安全推進室	054-284-7984			静岡ガス(株)環境安全推進室	054-284-7984				
		(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451			(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451				
		東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319			東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319				
		静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114			静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114				
		中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054-286-5181			中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054-286-5181				
		静岡県道路公社	054-254-3407			静岡県道路公社	054-254-3407				
		日本通運(株)静岡支店	054-254-3344			日本通運(株)静岡支店	054-254-3344				
		(社)静岡県トラック協会	054-283-1910			(社)静岡県トラック協会	054-283-1910				
		日本放送協会静岡放送局放送部	054-274-1021			日本放送協会静岡放送局放送部	054-274-1021				
		静岡放送(株)報道部	054-284-8950			静岡放送(株)報道部	054-284-8950				
		(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115			(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115				
		(株)静岡朝日テレビ報道制作部	054-251-3301			(株)静岡朝日テレビ報道制作部	054-251-3301				
		(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515			(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515				
		静岡エフエム放送(株)編成制作部	053-457-1153			静岡エフエム放送(株)編成制作部	053-457-1153				
	第4章 (略)					第4章 (略)					

空 白

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																
地震 -22	第1章 総則 第1～3節 (略)	第1章 総則 第1～3節 (略)																	
	第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)																	
	1 指定地方行政機関	1 指定地方行政機関																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害情況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害 情 況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害情況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害 情 況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	(略)	(略)	○誤字の修正
	機関名	処理すべき事務又は業務																	
	(略)	(略)																	
	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害 情 況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整																	
	(略)	(略)																	
	機関名	処理すべき事務又は業務																	
	(略)	(略)																	
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害 情 況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整																		
(略)	(略)																		
農林水産省 関東農政局	<p><u>ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること</u></p> <p><u>イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること</u></p> <p><u>ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u></p> <p><u>エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること</u></p> <p><u>オ 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること</u></p>	<p><u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</u></p> <p><u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p><u>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</u></p> <p><u>エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u></p> <p><u>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u></p> <p><u>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</u></p> <p><u>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u></p> <p><u>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u></p> <p><u>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u></p> <p><u>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u></p> <p><u>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u></p>	○内部規則の改正による修正																
農林水産省関東農政局静岡支局	(略)	農林水産省関東農政局静岡拠点	(略)	○名称変更による修正															
(略)	(略)	(略)	(略)																
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p><u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p><u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u></p>	○新たに指定地方行政機関に追加																
気象庁東京管区気	(略)	気象庁東京管区気	(略)																
地震 -24																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震 -30	<p>象台（静岡地方気象台） （略）</p> <p>第2章 平常時対策 第1～3節 （略）</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>○ 地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。</p> <p>○ （略）</p> <p>○ （略）</p> <p>○ 災害時に地域における災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <table border="1" data-bbox="195 926 1418 1520"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築主等による耐震性の向上</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県・市町による耐震性の向上</td> <td>新建建築物</td> <td>「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td> </tr> <tr> <td>既存建築物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>建築設備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>公共建築物の耐震化</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	内容		建築主等による耐震性の向上	（略）		県・市町による耐震性の向上	新建建築物	「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	（略）	建築設備	（略）	（略）		公共建築物の耐震化	（略）		<p>象台（静岡地方気象台） （略）</p> <p>第2章 平常時対策 第1～3節 （略）</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>○ 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。</p> <p>○ （略）</p> <p>○ （略）</p> <p>○ 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <table border="1" data-bbox="1478 905 2703 1499"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築主等による耐震性の向上</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県・市町による耐震性の向上</td> <td>新建建築物</td> <td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td> </tr> <tr> <td>既存建築物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>建築設備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>公共建築物の耐震化</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	内容		建築主等による耐震性の向上	（略）		県・市町による耐震性の向上	新建建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	（略）	建築設備	（略）	（略）		公共建築物の耐震化	（略）		<p>○表現をわかりやすくするための修正</p> <p>○「静岡県建築条例」改正による修正</p> <p>○誤字の修正</p>
区分	内容																																						
建築主等による耐震性の向上	（略）																																						
県・市町による耐震性の向上	新建建築物	「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底																																					
	既存建築物	（略）																																					
	建築設備	（略）																																					
	（略）																																						
公共建築物の耐震化	（略）																																						
区分	内容																																						
建築主等による耐震性の向上	（略）																																						
県・市町による耐震性の向上	新建建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底																																					
	既存建築物	（略）																																					
	建築設備	（略）																																					
	（略）																																						
公共建築物の耐震化	（略）																																						
地震 -31	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																				
地震 -34	<p>1 1 要配慮者の支援</p> <p>○ 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策の巻 第2章第11節「要配慮者支援計画」に準ずる</p> <p>1 2 生活の確保</p> <p>（1）食料及び生活必需品の確保</p> <table border="1" data-bbox="195 1892 1418 1940"> <tr> <td>実施主体</td> <td>内容</td> </tr> </table>	実施主体	内容	<p>1 1 要配慮者の支援</p> <p>○ 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策の巻 第2章第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。</p> <p>1 2 生活の確保</p> <p>（1）食料及び生活必需品の確保</p> <table border="1" data-bbox="1478 1871 2703 1919"> <tr> <td>実施主体</td> <td>内容</td> </tr> </table>	実施主体	内容	<p>○誤字の修正</p>																																
実施主体	内容																																						
実施主体	内容																																						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

地震 -35	(略)	(略)	(略)	(略)	○名称変更による修正																																												
	農林水産省関東農政局 <u>静岡農政事務所</u>	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u>																																													
地震 -36	(略)	(略)	(略)	(略)	○現在の実施状況を鑑み、削除																																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
地震 -41	(略)	(略)	(略)	(略)	○以下、第3章の修正は、地震防災対策特別措置法に定められている「地震防災緊急事業五箇年計画」の承認によるもの																																												
	第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 (略) 第2節 地震対策緊急整備事業計画 1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備	第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 (略) 第2節 地震対策緊急整備事業計画 1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 <u>49,693</u></td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>49,693</u>	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 <u>49,779</u></td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>49,779</u>	消防防災設備整備事業	市町
区分	内 容																																																
(略)	(略)																																																
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																													
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>49,693</u>																																													
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																														
区分	内 容																																																
(略)	(略)																																																
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																													
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>49,779</u>																																													
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

	計	9,010 施設	49,693	
4 防災上重要な建物の整備 (略)				
(3) 学校施設の整備				
区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047
	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 <u>594</u> 校 改築面積 約 <u>721,220</u> m ²	<u>130,948</u>
	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 <u>774</u> 校 補強面積 約 <u>1,797,058</u> m ²	<u>66,855</u>
	計		約 <u>1,678</u> 校 延面積 約 <u>2,845,041</u> m ²	<u>238,850</u>
(略)				

	計	9,016 施設	49,779	
4 防災上重要な建物の整備 (略)				
(3) 学校施設の整備				
区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047
	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 <u>597</u> 校 改築面積 約 <u>718,761</u> m ²	<u>130,860</u>
	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 <u>773</u> 校 補強面積 約 <u>1,795,808</u> m ²	<u>66,654</u>
	計		約 <u>1,680</u> 校 延面積 約 <u>2,841,332</u> m ²	<u>238,561</u>
(略)				

地震
-44

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

地震
-46

地震対策緊急整備事業総括表 (単位：百万円)

分	区	承認計画事業費	事業主体別内容		
			県	市町	その他
避難地整備		26,682		26,682	
避難路整備		63,050	8,272	53,827	951
消防用施設整備		<u>49,693</u>		<u>49,693</u>	
緊急輸送路整備	防災	35,786	31,326	4,460	
	改良等	245,861	212,783	33,078	
	港湾・漁港	11,132	10,684	448	
通信施設整備		5,424	1,134	4,290	
緩衝緑地整備					
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932
福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741
	非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081
	非木造・補	847	176	54	617
学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047	
	非木造・改	<u>130,948</u>		<u>130,948</u>	
	非木造・補	<u>66,855</u>		<u>66,855</u>	
津波対策	広域河川	54,910	54,910		
	海岸	54,696	45,708	8,988	
山崩れ等防止	建	150,917	150,917		
	林野	75,981	75,981		
	農地	22,252	18,544	3,708	
合計		<u>1,079,357</u>	614,181	<u>442,854</u>	22,322

注 この表は、平成28年3月23日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

地震対策緊急整備事業総括表 (単位：百万円)

分	区	承認計画事業費	事業主体別内容		
			県	市町	その他
避難地整備		26,682		26,682	
避難路整備		63,050	8,272	53,827	951
消防用施設整備		<u>49,779</u>		<u>49,779</u>	
緊急輸送路整備	防災	35,786	31,326	4,460	
	改良等	245,861	212,783	33,078	
	港湾・漁港	11,132	10,684	448	
通信施設整備		5,424	1,134	4,290	
緩衝緑地整備					
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932
福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741
	非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081
	非木造・補	847	176	54	617
学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047	
	非木造・改	<u>130,860</u>		<u>130,860</u>	
	非木造・補	<u>66,654</u>		<u>66,654</u>	
津波対策	広域河川	54,910	54,910		
	海岸	54,696	45,708	8,988	
山崩れ等防止	建	150,917	150,917		
	林野	75,981	75,981		
	農地	22,252	18,544	3,708	
合計		<u>1,079,154</u>	614,181	<u>442,651</u>	22,322

注 この表は、平成29年3月13日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震
-47

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画（追加）を策定し、実施している。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

区 分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	河川事業	県	消防用階段護岸等 12箇所	百万円 45
	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽） 42箇所	220
	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽） 1箇所	11
	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370
	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 71箇所 消防車両 208箇所 その他の消防用施設 110箇所	22,654
	計		488箇所	12,636

(2) 通信施設及び情報伝達施設の整備

区 分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業	事業概要	概算事業費

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から平成32年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

区 分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	河川事業	県	消防用階段護岸等 24箇所	百万円 80
	(削除)			
	(削除)			
	(削除)			
	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所	12,556
	計		359箇所	12,636

(2) 通信施設及び情報伝達施設の整備

区 分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

	主体		
消防防災施設整備費補助事業	市町	防災無線通信設備 37箇所	百万円 1,893
都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局 1箇所	78
計		38箇所	1,971

2 地域の防災構造化

(1) 避難地の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378
	都市公園事業	市	7箇所 6.19ha	765
	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13
	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69
	計		11箇所 10.03ha	1,225

(2) 避難路の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	畑地帯総合整備事業	県	農道 6箇所 6,200m	百万円 1,840
	土地区画整理事業	市・組合	街路 17箇所 2,546m	3,203

事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	消防防災施設整備費補助事業	市町	防災無線通信設備 7箇所	百万円 2,574
	(削除)			

2 地域の防災構造化

(1) 避難地の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	(削除)			
	都市公園事業	市	6箇所 3.73ha	1,431
	(削除)			
	(削除)			

(2) 避難路の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	森林整備事業	県	農道 4箇所 15,000m	百万円 1,407
	土地区画整理事業	市・組合	街路 6箇所 1,090m	4,628

地震
-48

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

都市再生整備計画事業	市	街路 66箇所 1,790m	2,474
計		89箇所 10,536m	7,517

(3) 消防活動用道路の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	土地区画整理事業	市・組合	街路 11箇所 500m	百万円 117
	都市再生整備計画事業	市	街路 1箇所 770m	271
	計		12箇所 1,270m	388

(4) 共同溝等の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	道路事業	県・市	電線共同溝 15箇所 5,340m	百万円 9,147
	街路事業	県・市	電線共同溝 13箇所 3,670m	3,779
	土地区画整理事業	市	電線共同溝 8箇所 720m	245
		政令市	電線共同溝 17箇所 2,400m	3,537
小計		電線共同溝 25箇所 3,120m	3,782	

(削除)			
計		10箇所 16,090m	6,035

(2) 消防活動用道路の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。		

(4) 共同溝等の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	道路事業	県・市	電線共同溝 8箇所 2,500m	百万円 2,027
	街路事業	県・市	電線共同溝 6箇所 860m	990
	土地区画整理事業	市	電線共同溝 3箇所 1,100m	271
		政令市	電線共同溝 1箇所 60m	34
小計		電線共同溝 4箇所 1,160m	305	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

都市再生整備計画事業	市	電線共同溝 1箇所 300m	300
住宅市街地総合整備事業	市	電線共同溝 1箇所 180m	96
計		55箇所 12,610m	17,104

(削除)			
(削除)			
計		18箇所 4,520m	3,322

(5) 老朽住宅密集対策

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要
	土地区画整理事業	市	2箇所 9.98ha
			概算事業費 百万円 6,342

(5) 老朽住宅密集対策

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要
	土地区画整理事業	市	1箇所 0.92ha
			概算事業費 百万円 57

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要
	道路事業	県	道路改築 6箇所 4,600m
		政令市	道路改築 6箇所 4,480m
		小計	12箇所 9,080m
	街路事業	県・政令市	街路 3箇所 1,370m
農業農村整備事業	県	農道 1箇所 2,840m	
			概算事業費 百万円 2,490 14,254 16,735 2,027 734

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要
	道路事業	県	道路改築 3箇所 2,350m
		政令市	道路改築 7箇所 4,480m
		小計	10箇所 6,830m
	街路事業	県・政令市	街路 2箇所 490m
農道事業	県	農道 1箇所 1,700m	
			概算事業費 百万円 2,013 13,830 15,843 1,605 464

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震
-50

計	16 箇所	19,496
	13,290m	

(2) 港湾施設の整備

区分	内 容
事業の目的	(略)
整備の水準	(略)
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

(3) 漁港施設の整備

区分	内 容								
事業の目的	(略)								
整備の水準	(略)								
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産基盤整備事業</td> <td>県</td> <td>1港(道路540m)</td> <td>百万円 130</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	水産基盤整備事業	県	1港(道路540m)	百万円 130
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費						
水産基盤整備事業	県	1港(道路540m)	百万円 130						

(4) 交通管制施設の整備

区分	内 容								
事業の目的	(略)								
整備の水準	(略)								
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全施設等整備事業</td> <td>県警察</td> <td>自動起動型信号機電源付加装置 38箇所</td> <td>百万円 89</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	交通安全施設等整備事業	県警察	自動起動型信号機電源付加装置 38箇所	百万円 89
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費						
交通安全施設等整備事業	県警察	自動起動型信号機電源付加装置 38箇所	百万円 89						

4 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

計	13 箇所	17,912
	9,020m	

(2) 港湾施設の整備

区分	内 容
事業の目的	(略)
整備の水準	(略)
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。

(3) 漁港施設の整備

区分	内 容
事業の目的	(略)
整備の水準	(略)
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。

(4) 交通管制施設の整備

区分	内 容
事業の目的	(略)
整備の水準	(略)
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

区分	内容
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、及び認定こども園の耐震化を図る
(略)	(略)
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。

(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 52棟 屋内運動場 42棟）	9,440 百万円
	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16棟）	3,268
	計		93校・園（110棟）	12,708

(3) 公立特別支援学校施設の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	第4次五箇年計画では、実施事業なし。			

(4) 地域防災拠点施設の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	新庁舎等建設事業	市	1箇所 1施設	2,120 百万円

区分	内容
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、 <u>保育所</u> 及び認定こども園の耐震化を図る
(略)	(略)
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。

(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	公立学校施設整備事業	市町	37校（校舎 20棟 屋内運動場 20棟）	5,735 百万円
	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園（園舎 2棟）	166
	計		39校・園（42棟）	5,901

(3) 公立特別支援学校施設の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。			

(4) 地域防災拠点施設の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	<u>第5次五箇年計画では、実施事業なし。</u>			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

庁舎耐震化事業	市	2箇所 2施設	300
防災拠点施設整備事業	市 町	3箇所 3施設	878
計		6箇所 6施設	3,298

(5) 公的建造物の整備

区 分	内 容
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。
整備の水準	県 <small>の</small> 所有する災害時の拠点となりうる施設（避難所として使用される施設を含む）のうち、地震による倒壊の危険性が高いものを整備する。
事業総括表	<u>第4次五箇年計画では、実施事業なし。</u>

5 災害の防止事業

(1) 土砂災害の防止

区 分	内 容																
事業の目的	(略)																
整備の水準	(略)																
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td>砂防事業</td> <td>県</td> <td>砂防設備 16 溪流</td> <td>3,250</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>県</td> <td>ため池の改修 12 箇所</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>3,730</td> </tr> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	砂防事業	県	砂防設備 16 溪流	3,250	ため池等整備事業	県	ため池の改修 12 箇所	480	計			3,730
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費													
	砂防事業	県	砂防設備 16 溪流	3,250													
	ため池等整備事業	県	ため池の改修 12 箇所	480													
計			3,730														

(2) 津波による災害の防止

区 分	内 容								
事業の目的	(略)								
整備の水準	(略)								
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	(略)			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費						
(略)									

地震
-52

--	--

(5) 公的建造物の整備

区 分	内 容								
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。								
整備の水準	県、市町 <small>の</small> 所有する災害時の拠点となりうる施設（避難所として使用される施設を含む）のうち、地震による倒壊の危険性が高いものを整備する。								
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>町</td> <td>3 棟</td> <td>629</td> </tr> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	町	3 棟	629
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費					
公立学校施設整備事業	町	3 棟	629						

5 災害の防止事業

(1) 土砂災害の防止

区 分	内 容												
事業の目的	(略)												
整備の水準	(略)												
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td>砂防事業</td> <td>県</td> <td>砂防設備 17 溪流</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	砂防事業	県	砂防設備 17 溪流	2,287	(削 除)			
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費									
	砂防事業	県	砂防設備 17 溪流	2,287									
(削 除)													

(2) 津波による災害の防止

区 分	内 容								
事業の目的	(略)								
整備の水準	(略)								
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	(削 除)			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費						
(削 除)									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

	(水産庁所管) 耐震対策緊急事業	県	1 海岸 堤防護岸 200m (陸閘5基)	百万円 345
	(国土交通省港湾局所管) 海岸環境整備事業	県	1 海岸 堤防護岸 552m	979
	(国土交通省水管理・国土保全局所管) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	県	3 海岸	660
	計			1,984

	(国土交通省港湾局所管) 海岸環境整備事業	県	1 海岸 堤防護岸 139.6m	315
	(削除)			

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 水・自家発電整備等の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要 概算事業費
	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 1箇所 百万円 222
	緊急時給水拠点確保事業	市	配水池 1箇所 219
	簡易水道等施設整備事業	市	配水池 4箇所 175
	消防防災施設整備費補助事業	市	給水車 1箇所 10
	計		7箇所 626

(2) 備蓄倉庫の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要 概算事業費

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 水・自家発電整備等の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要 概算事業費
	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 1箇所 百万円 196
	緊急時給水拠点確保等事業	市	配水池 2箇所 380
	簡易水道等施設整備事業	市	配水池 9箇所 486
	(削除)		
	計		12箇所 1,062

(2) 備蓄倉庫の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要 概算事業費

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

地震
-53

		要		
消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫	百万円	
		11箇所	390	

(3) 応急救護設備等の整備

区分	内 容			
事業の目的	(略)			
整備の水準	(略)			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
	消防防災施設整備費補助事業	市	震災初動資機材 1箇所	百万円 1

地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表

事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			
			国	県	市町	その他
避難地	一次避難地(都市公園)	765			765	
	一次避難地(区画整理等)	82			69	13
	港湾避難地	378		378		
避難路	農道等	1,840		1,840		
	区画整理等	5,677			5,433	244
消防用施設	河川施設	45		45		
	農業用水施設	231		231		
	耐震性貯水槽	370			370	
	消防施設	22,654			20,114	2,540
消防活動用道路	区画整理等	388			360	28
緊急輸送路	農道	734		734		
	道路	16,735		2,490	14,245	
	街路	2,027		158	1,869	
	漁港	130		130		
	交通管制施設	89		89		
共同溝等	道路	9,147		2,280	6,867	
	街路	3,779		192	3,587	
	区画整理等	4,178			4,178	
公立幼稚園・	校舎	4,490			4,490	

地震
-54

		要		
消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫	百万円	
		2箇所	27	

(3) 応急救護設備等の整備

区分	内 容		
事業の目的	(略)		
整備の水準	(略)		
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。		

地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表

事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			
			国	県	市町	その他
避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431	
	(削除)					
避難路	農道等	1,407		1,407		
	区画整理等	4,628			4,608	20
消防用施設	河川施設	80		80		
	(削除)					
	消防施設	12,556			10,314	2,242
(削除)						
緊急輸送路	農道	464		464		
	道路	15,843		2,013	13,830	
	街路	1,605		1,000	605	
(削除)						
共同溝等	道路	2,027		404	1,623	
	街路	990		250	740	
	区画整理等	305			305	
公立幼稚園・ 小中学校	校舎	2,702			2,702	
	屋内運動場	3,033			3,033	
	園舎	166			166	
公的建造物	社会教育施設	629			629	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

小 中 学 校	屋 内 運 動 場	<u>4,950</u>			<u>4,950</u>	
	園 舎	<u>3,268</u>			<u>3,268</u>	
津 波 対 策	水産庁所管海岸	<u>345</u>		<u>345</u>		
	国土交通省港湾局所管海岸	<u>979</u>		<u>979</u>		
	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	<u>660</u>		<u>660</u>		
土砂災害対策	砂 防 設 備	<u>3,250</u>		<u>3,250</u>		
	た め 池	<u>480</u>		<u>480</u>		
地域防災拠点施設	防 災 拠 点 施 設	<u>3,298</u>			<u>3,298</u>	
防災行政無線	防災無線通信設備	<u>1,971</u>			<u>1,971</u>	
水、自家発電設備等	配 水 池	<u>394</u>			<u>394</u>	
	公立学校プール	<u>222</u>			<u>222</u>	
	給 水 車	<u>10</u>			<u>10</u>	
備 蓄 倉 庫	備 蓄 倉 庫	<u>390</u>			<u>390</u>	
応急救護設備	震災初動資機材	<u>1</u>			<u>1</u>	
老朽住宅密集対策	区 画 整 理 等	<u>6,342</u>			<u>6,342</u>	
合 計		<u>100,299</u>		<u>14,281</u>	<u>83,193</u>	<u>2,825</u>

注 この表は、平成27年3月20日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

津 波 対 策	(削 除)					
	国土交通省港湾局所管海岸	<u>315</u>			<u>315</u>	
土砂災害対策	(削 除)					
	砂 防 設 備	<u>2,287</u>			<u>2,287</u>	
(削 除)						
防災行政無線	防災無線通信設備	<u>2,574</u>			<u>2,574</u>	
水、自家発電設備等	配 水 池	<u>866</u>			<u>866</u>	
	公立学校プール	<u>196</u>			<u>196</u>	
	(削 除)					
備 蓄 倉 庫	備 蓄 倉 庫	<u>27</u>			<u>27</u>	
(削 除)						
老朽住宅密集対策	区 画 整 理 等	<u>57</u>			<u>57</u>	
合 計		<u>54,188</u>		<u>8,220</u>	<u>43,706</u>	<u>2,262</u>

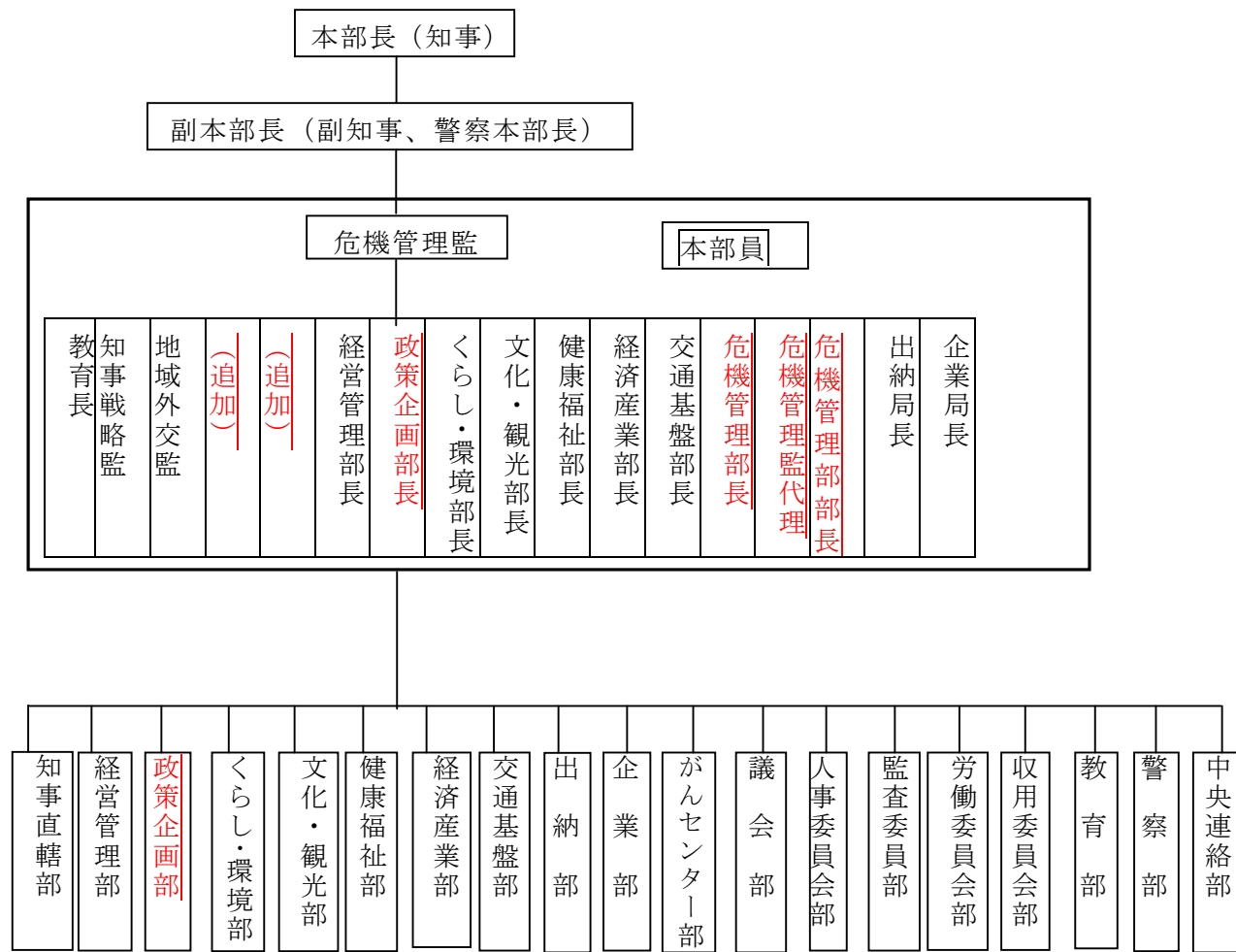
注 この表は、平成29年3月31日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

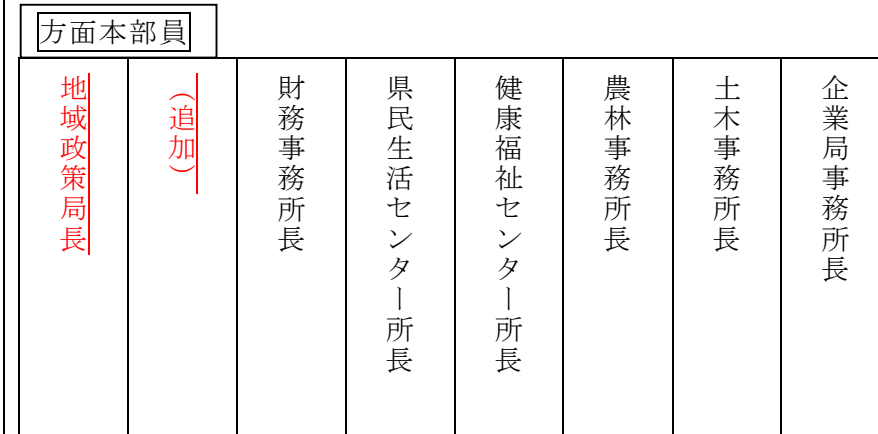
地震
-57

第4章 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）
第1節 防災関係機関の活動

「静岡県地震災害警戒本部編成図」（抄）



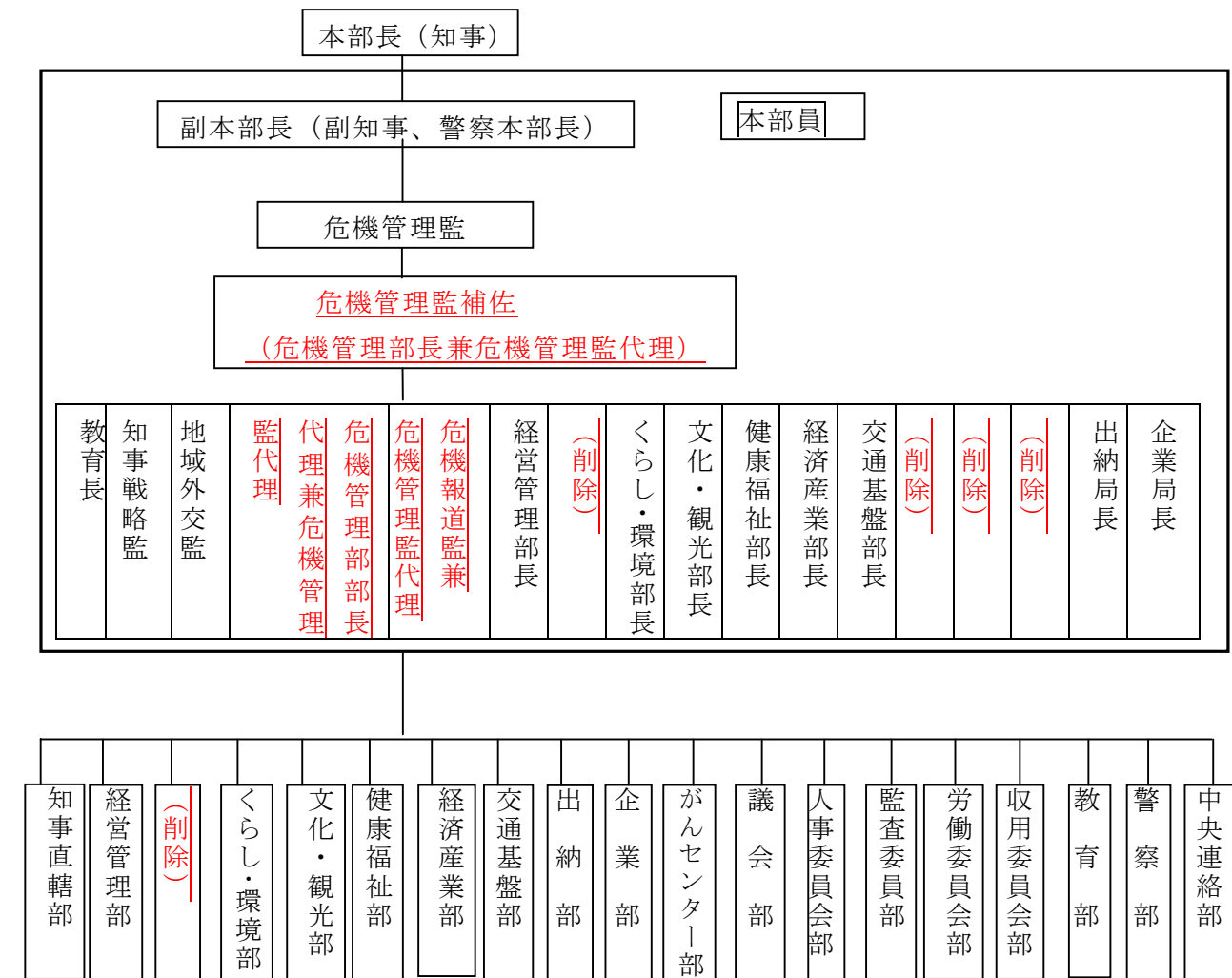
「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」（抄）



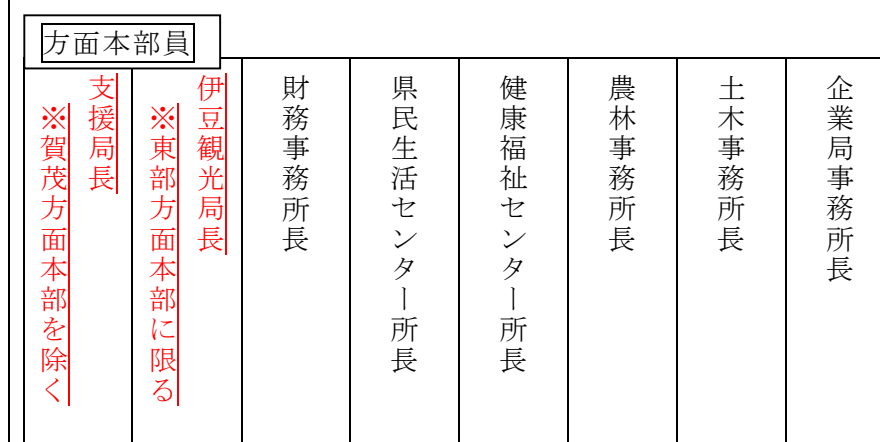
3 防災関係機関
(略)

第4章 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）
第1節 防災関係機関の活動

「静岡県地震災害警戒本部編成図」（抄）



「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」（抄）



3 防災関係機関
(略)

○「静岡県災害対策本部運営要領」改正による修正及び組織改編による修正

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震 -60	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講じる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局</td> <td><u>ア 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む。）</u> <u>イ 農林漁業関係金融機関に対する指導</u> <u>ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局静岡支局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整	農林水産省 関東農政局	<u>ア 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む。）</u> <u>イ 農林漁業関係金融機関に対する指導</u> <u>ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</u>	農林水産省関東農政局静岡支局	(略)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）	(略)	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講じる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア <u>災害状況</u>の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局</td> <td><u>ア 情報収集</u> <u>イ 関係機関との連絡調整</u> <u>ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局静岡県拠点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土地理院中部地方測量部</u></td> <td><u>ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	厚生労働省東海北陸厚生局	ア <u>災害状況</u> の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整	農林水産省 関東農政局	<u>ア 情報収集</u> <u>イ 関係機関との連絡調整</u> <u>ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</u>	農林水産省関東農政局静岡県拠点	(略)	(略)	(略)	<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。</u>	気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）	(略)	<p>○わかりやすい表現に修正</p> <p>○内部規則改正による修正</p> <p>○新たに指定地方行政機関に追加</p> <p>○誤字の修正</p>
	機関名	災害応急対策として講じる措置																																	
(略)	(略)																																		
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整																																		
農林水産省 関東農政局	<u>ア 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む。）</u> <u>イ 農林漁業関係金融機関に対する指導</u> <u>ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</u>																																		
農林水産省関東農政局静岡支局	(略)																																		
(略)	(略)																																		
(追加)	(追加)																																		
気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）	(略)																																		
機関名	災害応急対策として講じる措置																																		
(略)	(略)																																		
厚生労働省東海北陸厚生局	ア <u>災害状況</u> の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整																																		
農林水産省 関東農政局	<u>ア 情報収集</u> <u>イ 関係機関との連絡調整</u> <u>ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</u>																																		
農林水産省関東農政局静岡県拠点	(略)																																		
(略)	(略)																																		
<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。</u>																																		
気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）	(略)																																		
地震 -61	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>地震防災応急対策として講じる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 【東海地震注意情報発表時】</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>1 食料及び日用品の確保 (略)</p> <p>(2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	地震防災応急対策として講じる措置	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略)	(略)	(略)	実施主体	内容			<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>地震防災応急対策として講じる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 【東海地震注意情報発表時】</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>1 食料及び日用品の確保 (略)</p> <p>(2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	地震防災応急対策として講じる措置	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	(略)	(略)	(略)	実施主体	内容											
機関名	地震防災応急対策として講じる措置																																		
(略)	(略)																																		
日本赤十字社 静岡県支部	(略)																																		
(略)	(略)																																		
実施主体	内容																																		
機関名	地震防災応急対策として講じる措置																																		
(略)	(略)																																		
日本赤十字社静岡県支部	(略)																																		
(略)	(略)																																		
実施主体	内容																																		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震 -76	(略)	(略)	(略)	(略)	○名称変更による修正
	防災関係機関	<p>農林水産省政策統括官付貿易業務課</p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p>農林水産省関東農政局静岡支局</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>経済産業省関東経済産業局</p> <p>県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p>日本赤十字社静岡県支部</p> <p>地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>	防災関係機関	<p>農林水産省政策統括官付貿易業務課</p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p>農林水産省関東農政局静岡県拠点</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>経済産業省関東経済産業局</p> <p>県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p>日本赤十字社静岡県支部</p> <p>地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>	
地震 -81	(略)	(略)	(略)	(略)	○わかりやすい表現に修正
	第11節	(略)	第11節	(略)	
	第12節 防災関係機関等の講じる生活及び安全確保等の措置	【東海地震注意情報発表時】	第12節 防災関係機関等の講じる生活及び安全確保等の措置	【東海地震注意情報発表時】	
	区分	内容	区分	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。 浜岡原子力発電所については、代替電力確保等必要な措置を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。 	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。 浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。 	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第13節	(略)	第13節	(略)	
	第5章 災害応急対策	第1節 防災関係機関の活動	第5章 災害応急対策	第1節 防災関係機関の活動	
	1 県		1 県		
区分	内容	区分	内容		
災害対策本部の設置	(略)	災害対策本部の設置	(略)		
組織及び所掌事務	・災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現	組織及び所掌事務	・災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「現		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

地震 -91	<p>地本部」という。)の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例(昭和37年条例第43号)及び静岡県災害対策本部運営要領(昭和37年12月14日施行)(以下「災害対策本部運営要領」という。)の定めるところによる。</p> <p>・災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。</p> <p>なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。</p> <p>また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。</p> <p>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</p> <p>ウ 水防その他の応急措置</p> <p>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</p> <p>オ 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>カ 防疫その他の保健衛生</p> <p>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</p> <p>ク 緊急輸送の確保及び調整</p> <p>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</p> <p>コ <u>「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」</u>による応援の受入及び調整</p> <p>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</p> <p>シ ボランティアの受入れの調整</p>	<p>地本部」という。)の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例(昭和37年条例第43号)及び静岡県災害対策本部運営要領(昭和37年12月14日施行)(以下「災害対策本部運営要領」という。)の定めるところによる。</p> <p>・災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。</p> <p>なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。</p> <p>また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。</p> <p>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</p> <p>ウ 水防その他の応急措置</p> <p>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</p> <p>オ 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>カ 防疫その他の保健衛生</p> <p>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</p> <p>ク 緊急輸送の確保及び調整</p> <p>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</p> <p>コ <u>「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</u>による応援の受入及び調整</p> <p>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</p> <p>シ ボランティアの受入れの調整</p>	<p>○新たな広域受援計画策定による修正</p>												
	<p>国の現地対策本部との連携 (略)</p>	<p>国の現地対策本部との連携 (略)</p>													
地震 -92	<p>表中</p> <p><u>「知事公室広聴広報課」</u></p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害応急対策として講じる措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局</td> <td><u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実</u></td> </tr> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	農林水産省関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実</u>	<p>表中</p> <p><u>「知事戦略局広聴広報課」</u></p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害応急対策として講じる措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局</td> <td><u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等</u></td> </tr> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	農林水産省関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等</u>	<p>○組織改編による修正</p> <p>○内部規則改正による</p>
	機関名	災害応急対策として講じる措置													
(略)	(略)														
農林水産省関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実</u>														
機関名	災害応急対策として講じる措置														
(略)	(略)														
農林水産省関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等</u>														
	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害応急対策として講じる措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局</td> <td><u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実</u></td> </tr> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	農林水産省関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実</u>	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>災害応急対策として講じる措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局</td> <td><u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等</u></td> </tr> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	農林水産省関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等</u>	
機関名	災害応急対策として講じる措置														
(略)	(略)														
農林水産省関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実</u>														
機関名	災害応急対策として講じる措置														
(略)	(略)														
農林水産省関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等</u>														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震 -94		<u>施の推進及び連絡調整</u> <u>イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導</u>			<u>の被害状況の把握に関すること</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u> <u>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</u> <u>エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u> <u>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u> <u>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</u> <u>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u> <u>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u> <u>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u> <u>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u> <u>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u>	修正
	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u>	(略)	○名称変更による修正	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
地震 -95	国土交通省東京航空局東京空港事務所 <u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)	○新たに指定地方行政機関に追加	
	国土地理院中部地方測量部		<u>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u> <u>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u> <u>ウ 地理情報システムの活用を図る。</u>			
地震 -96	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(略)	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(略)	○電子通信設備の実情に沿った内容に修正	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関			
	機関名	災害応急対策として講じる措置	機関名	災害応急対策として講じる措置		
(略)	(略)	(略)	(略)			
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、 <u>インターネットホームページ</u> 等を利用したの広報			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表 （案）

地震 -116	(略)	(略)	(略)	(略)	○「静岡県医療救護計画」の内容と整合をとるため修正 ○静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）の発足に伴い、追加
	<p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。<u>なお救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には仮設救護病院を設置する。</u></p> <p>イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。</p> <p>ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。</p> <p>エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。</p> <p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。</p> <p>ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。</p>	<p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。<u>なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</u></p> <p>イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。</p> <p>ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、<u>DPAT（災害派遣精神医療チーム）</u>等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。</p> <p>エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。</p> <p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。</p> <p>ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。</p>			
(1) 救護所、救護病院及び災害拠点病院			(2) 救護所、救護病院及び災害拠点病院		
	区分	内容			
	救護所	(略)		救護所	(略)
	救護病院	設置	(略)	救護病院	設置 (略)
		活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

地震 -117		ウ 重症患者の災害拠点病院、 <u>広域</u> 搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項		ウ 重症患者の災害拠点病院、 <u>航空</u> 搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項	○用語の変更による修正 ○用語の変更による修正 ○正式名称に修正 ○現状の実施状況にあわせた修正
	災害拠点病院	設置 (略)	災害拠点病院	設置 (略)	
		活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の <u>広域</u> 搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し		活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の <u>航空</u> 搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し	
	(3) 県、市町、県民及び自主防災組織		(3) 県、市町、県民及び自主防災組織		
	実施主体	内容	実施主体	内容	
	県	(略) ・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、 <u>県内</u> 血液センターへ供給を要請する。 ・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 (略)	県	(略) ・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、 <u>静岡県赤十字</u> 血液センターへ供給を要請する。 ・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 (略)	
	市町	(略) ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 <u>・輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。</u> ・市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 (略)	市町	(略) ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 <u>・(削除)</u> ・市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第11節～第13節 (略)		第11節～第13節 (略)		
第14節 防災関係機関等の講じる災害応急対策		第14節 防災関係機関等の講じる災害応急対策			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

地震 -128	区分	内容	区分	内容	○運用の見直しによる修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、 <u>他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。</u> ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる	電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、 <u>電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。</u> ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる	
(略)	(略)	(略)	(略)		
第6章 復旧・復興対策 第1節 防災関係機関の活動 (略) 4 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関			第6章 復旧・復興対策 第1節 防災関係機関の活動 (略) 4 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関		
地震 -133	機関名	復旧・復興対策として講じる主要な措置事項	機関名	復旧・復興対策として講じる主要な措置事項	○内部規則改正による修正 ○名称変更による修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産省関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施及び連絡調整</u> <u>イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導</u>	農林水産省関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に関する事</u> <u>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事</u> <u>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事</u> <u>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事</u> <u>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事</u> <u>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事</u> <u>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事</u> <u>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事</u> <u>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事</u> <u>サ 被害農業者に対する金融対策に関する事</u>	
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠</u>	(略)		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

(略)	(略)	<u>点</u>		○新たに指定地方行政機関に追加
国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)	(略)	(略)	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)	
気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(略)	<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</u> <u>イ 地理情報システムの活用を図る。</u> <u>ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u>	
(略)	(略)	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表 （案）

項	旧	新	備考																																																	
津波 -1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は<u>東南海・南海</u>地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">農林水産省 関東農政局</td> <td><u>ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>エ 津波防災上整備すべき農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局<u>静岡支局</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省東京航空局東京空港事務所</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	（略）	（略）	農林水産省 関東農政局	<u>ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること</u>	<u>イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること</u>	<u>ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u>	<u>エ 津波防災上整備すべき農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること</u>	<u>オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること</u>	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	（略）	（略）	（略）	国土交通省東京航空局東京空港事務所	（略）	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	（略）	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は<u>南海トラフ</u>地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">農林水産省 関東農政局</td> <td><u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局<u>静岡県拠点</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省東京航空局東京空港事務所</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>国土地理院中部地方測量部</u></td> <td><u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></td> </tr> <tr> <td><u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	（略）	（略）	農林水産省 関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</u>	<u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u>	<u>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</u>	<u>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u>	<u>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u>	<u>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</u>	<u>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u>	<u>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u>	<u>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u>	<u>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u>	<u>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u>	農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u>	（略）	（略）	（略）	国土交通省東京航空局東京空港事務所	（略）	<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u>	<u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u>	<u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u>	<u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u>	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	（略）	<p>○語句の修正</p> <p>○内部規則改正による修正</p> <p>○名称変更による修正</p> <p>○新たに指定地方行政機関に追加</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																																																			
（略）	（略）																																																			
農林水産省 関東農政局	<u>ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること</u>																																																			
	<u>イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること</u>																																																			
	<u>ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u>																																																			
	<u>エ 津波防災上整備すべき農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること</u>																																																			
	<u>オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること</u>																																																			
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	（略）																																																			
（略）	（略）																																																			
国土交通省東京航空局東京空港事務所	（略）																																																			
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																																			
気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	（略）																																																			
機関名	処理すべき事務又は業務																																																			
（略）	（略）																																																			
農林水産省 関東農政局	<u>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</u>																																																			
	<u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u>																																																			
	<u>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</u>																																																			
	<u>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u>																																																			
	<u>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u>																																																			
	<u>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</u>																																																			
	<u>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u>																																																			
	<u>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u>																																																			
	<u>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u>																																																			
	<u>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u>																																																			
	<u>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u>																																																			
	農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u>	（略）																																																		
	（略）	（略）																																																		
国土交通省東京航空局東京空港事務所	（略）																																																			
<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u>																																																			
	<u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u>																																																			
	<u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u>																																																			
<u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u>																																																				
気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	（略）																																																			
津波 -2																																																				
津波 -4																																																				

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表 （案）

項	旧	新	備考																
津波 -21	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 予想される災害 6 遠地津波</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、<u>沿岸から 600km 以上離れた場所を震源とする</u>地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2章 平常時対策 第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>3 津波避難施設等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の質的強化</td> <td>津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3、4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p>	概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、<u>沿岸から 600km 以上離れた場所を震源とする</u>地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。 	(略)	(略)	区分	内 容	施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。	<p>台)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 予想される災害 6 遠地津波</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、<u>国外など遠方で発生する</u>地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2章 平常時対策 第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>3 津波避難施設等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の質的強化</td> <td>津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。 <u>管理施設については、定期的に点検を行うものとする。</u> <u>また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3、4節 (略)</p>	概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、<u>国外など遠方で発生する</u>地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。 	(略)	(略)	区分	内 容	施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。 <u>管理施設については、定期的に点検を行うものとする。</u> <u>また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。</u>	<p>○実状にあ わせた修正</p> <p>○質的強化 につながる 点検に関す る事項等を 追加</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、<u>沿岸から 600km 以上離れた場所を震源とする</u>地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。 																		
(略)	(略)																		
区分	内 容																		
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。																		
概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、<u>国外など遠方で発生する</u>地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。 																		
(略)	(略)																		
区分	内 容																		
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。 <u>管理施設については、定期的に点検を行うものとする。</u> <u>また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。</u>																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																				
津波 -30	第1節 防災関係機関の活動 1 県 表中 <u>「知事公室広聴広報課」</u> (略) 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関	第3章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県 表中 <u>「知事戦略局広聴広報課」</u> (略) 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関	○組織改編による修正																																				
津波 -32	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講じる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局</td> <td><u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整</u> <u>イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省東京航空局東京空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	農林水産省 関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整</u> <u>イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導</u>	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)	国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講じる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局</td> <td><u>ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u> <u>イ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省東京航空局東京空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土地理院中部地方測量部</u></td> <td><u>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u> <u>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</u> <u>ウ 地理情報システムの活用を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講じる措置	(略)	(略)	農林水産省 関東農政局	<u>ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u> <u>イ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u>	農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u>	(略)	(略)	(略)	国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)	<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u> <u>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</u> <u>ウ 地理情報システムの活用を図る。</u>	気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)	(略)	(略)	(略)	○内部規則の改正による修正 ○名称変更による修正
機関名	災害応急対策として講じる措置																																						
(略)	(略)																																						
農林水産省 関東農政局	<u>ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整</u> <u>イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導</u>																																						
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																																						
(略)	(略)																																						
国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)																																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																						
気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
機関名	災害応急対策として講じる措置																																						
(略)	(略)																																						
農林水産省 関東農政局	<u>ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u> <u>イ 被害農業者に対する金融対策に関すること</u>																																						
農林水産省関東農政局 <u>静岡県拠点</u>	(略)																																						
(略)	(略)																																						
国土交通省東京航空局東京空港事務所	(略)																																						
<u>国土地理院中部地方測量部</u>	<u>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u> <u>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</u> <u>ウ 地理情報システムの活用を図る。</u>																																						
気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
津波 -33	(略)	(略)	○新たに指定地方行政機関に追加																																				
津波 -37	第2節 情報活動 1 津波情報等の種類 (略) (2) 津波予報区 静岡県が属する津波予報区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区域</th> <th>日本付近で発生する地震による津波の予報を担当する官署</th> <th>海外で発生する地震による津波の予報を担当する官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td colspan="2"><u>気象庁本庁または大阪管区气象台</u></td> </tr> </tbody> </table> (略)	津波予報区	区域	日本付近で発生する地震による津波の予報を担当する官署	海外で発生する地震による津波の予報を担当する官署	静岡県	静岡県	<u>気象庁本庁または大阪管区气象台</u>		第2節 情報活動 1 津波情報等の種類 (略) (2) 津波予報区 静岡県が属する津波予報区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区域</th> <th>津波警報等を発表する官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td><u>気象庁本庁または大阪管区气象台</u></td> </tr> </tbody> </table> (略)	津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署	静岡県	静岡県	<u>気象庁本庁または大阪管区气象台</u>	○実状にあわせた修正																						
津波予報区	区域	日本付近で発生する地震による津波の予報を担当する官署	海外で発生する地震による津波の予報を担当する官署																																				
静岡県	静岡県	<u>気象庁本庁または大阪管区气象台</u>																																					
津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署																																					
静岡県	静岡県	<u>気象庁本庁または大阪管区气象台</u>																																					

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表 （案）

項	旧	新	備考																																																																																																																		
津波 -41	<p>2 津波情報等の伝達系統図 (略)</p> <p style="text-align: center;">沿岸市町一覧表（平成28年4月1日時点）</p> <table border="1" data-bbox="225 430 1389 982"> <thead> <tr> <th>危機管理局等</th> <th colspan="6">沿岸・市町一覧表</th> <th>沿岸市町</th> <th>津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>・下田市</td> <td>・東伊豆町</td> <td>・河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>・松崎町</td> <td>・西伊豆町</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>・沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>・富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>・静岡市</td> <td>・焼津市</td> <td>・牧之原市</td> <td>・吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>・浜松市</td> <td>・磐田市</td> <td>・掛川市</td> <td>・袋井市</td> <td>・湖西市</td> <td>・御前崎市</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 <u>2</u> ・印を付した市町は、第4次地震被害想定に基づく津波避難計画を策定している市町 <u>3</u> □の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町</p> <p>第3節～第8節 (略)</p>	危機管理局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀茂	・下田市	・東伊豆町	・河津町	南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5	東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	2	中部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4	西部	・浜松市	・磐田市	・掛川市	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	6	計							21	17	<p>2 津波情報等の伝達系統図 (略)</p> <p style="text-align: center;">沿岸市町一覧表（平成29年4月1日時点）</p> <table border="1" data-bbox="1507 388 2671 882"> <thead> <tr> <th rowspan="2">危機管理局等</th> <th colspan="6">沿岸・市町一覧表</th> <th rowspan="2">沿岸市町</th> <th rowspan="2">津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> <tr> <th>下田市</th> <th>東伊豆町</th> <th>河津町</th> <th>南伊豆町</th> <th>松崎町</th> <th>西伊豆町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td></td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>静岡市</td> <td>焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜松市</td> <td>磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>袋井市</td> <td>湖西市</td> <td>御前崎市</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 <u>(削除)</u> <u>2</u> □の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町</p> <p>第3節～第8節 (略)</p>	危機管理局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	賀茂		東伊豆町	河津町				6	6	東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5	中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4	西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6	計							21	21	○時点修正
	危機管理局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																												
賀茂	・下田市	・東伊豆町	・河津町	南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5																																																																																																													
東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	2																																																																																																													
中部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4																																																																																																													
西部	・浜松市	・磐田市	・掛川市	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	6																																																																																																													
計							21	17																																																																																																													
危機管理局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																													
	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町																																																																																																															
賀茂		東伊豆町	河津町				6	6																																																																																																													
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5																																																																																																													
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4																																																																																																													
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6																																																																																																													
計							21	21																																																																																																													

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表 （案）

項	旧	新	備考												
風水害-5	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が1,657箇所、地すべり防止区域が186箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,224箇所及び土砂災害警戒区域13,078箇所（いずれも平成27年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が1,668箇所、地すべり防止区域が188箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,250箇所及び土砂災害警戒区域が14,330箇所（いずれも平成28年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p>	○時点修正												
風水害-8	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等(大規模な<u>向上</u>その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。 <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>6 土砂災害防止法の施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町防災計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等(大規模な<u>工場</u>その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。 <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>6 土砂災害防止法の施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町防災計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p>	○誤字の修正
区分	内容														
(略)	(略)														
市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p>														
区分	内容														
(略)	(略)														
市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p>														

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

風 水 害
-11

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

⑤救助に関する事項

⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

・市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(追加) (追加)

(略) (略)

第6節～第8節
(略)
(参考資料)

表4

道 路 災 害 防 除 事 業 (単位：千円)

区 分	平成27年度実績事業費	平成28年度計画事業費	摘 要
県 管 理 道 路	1,576,712	1,030,675	

(県道路保全課)

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

⑤救助に関する事項

⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

・市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

・市町地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

(略) (略)

第6節～第8節
(略)
(参考資料)

表4

道 路 災 害 防 除 事 業 (単位：千円)

区 分	平成28年度実績事業費	平成29年度計画事業費	摘 要
県 管 理 道 路	1,041,764	1,053,500	

○水防法及び土砂災害防止法改正による修正

○水防法及び土砂災害防止法改正による修正

○表4～7時点修正

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

表5

砂 防 事 業

(単位：千円)

区 分	平成27年度実績事業費	平成28年度計画事業費	摘 要
直轄砂防事業	3,461,000	3,140,000	狩野川、安倍川、富士山
補助砂防事業	879,060	999,600	
災害関連緊急事業	82,950	362,000	特定緊急事業含む
計	4,423,010	4,501,600	

(中部地方整備局、県砂防課)

表6

地 す べ り 対 策 事 業

(単位：千円)

区 分	平成27年度実績事業費		平成28年度計画事業費		摘 要	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費		
直轄事業	地すべり対策事業	1	1,811,000	1	1,700,000	由比
	災害関連緊急事業	0	0	0	0	
国土交通省所管	地すべり対策事業	11	363,870	10	352,500	
	災害関連緊急事業	1	254,800	0	1,280,000	特定緊急事業含む
農林水産省所管	地すべり対策事業	9	129,000	12	217,000	
	災害関連緊急事業	0	0	0	23,000	
林野庁所管	地すべり対策事業	6	174,127	6	200,000	
	災害関連緊急事業	0	0	0	65,000	
計	28	2,752,797	29	3,837,500		

(中部地方整備局、県砂防課)

表7

急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業

(単位：千円)

事業名	平成27年度実績		平成28年度計画		摘 要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
急傾斜地崩壊対策事業	51	1,768,079	49	2,038,000	
災害関連緊急事業	0	0		173,000	
計	51	1,768,079	49	2,211,000	

(県砂防課)

表5

砂 防 事 業

(単位：千円)

区 分	平成28年度実績事業費	平成29年度計画事業費	摘 要
直轄砂防事業	3,519,000	3,474,000	狩野川、安倍川、富士山
補助砂防事業	1,339,223	1,061,550	
災害関連緊急事業	168,350	362,000	特定緊急事業含む
計	5,026,573	4,897,550	

(中部地方整備局、県砂防課)

表6

地 す べ り 対 策 事 業

(単位：千円)

区 分	平成28年度実績事業費		平成29年度計画事業費		摘 要	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費		
直轄事業	地すべり対策事業	1	1,900,000	1	1,757,000	由比
	災害関連緊急事業	0	0	0	0	
国土交通省所管	地すべり対策事業	13	702,360	13	375,900	
	災害関連緊急事業	1	247,800		1,280,000	特定緊急事業含む
農林水産省所管	地すべり対策事業	12	269,287	9	217,000	
	災害関連緊急事業	0	0	0	23,000	
林野庁所管	地すべり対策事業	5	187,790	5	200,000	
	災害関連緊急事業	0	0	0	65,000	
計	32	3,307,237	28	3,917,900		

(中部地方整備局、県砂防課)

表7

急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業

(単位：千円)

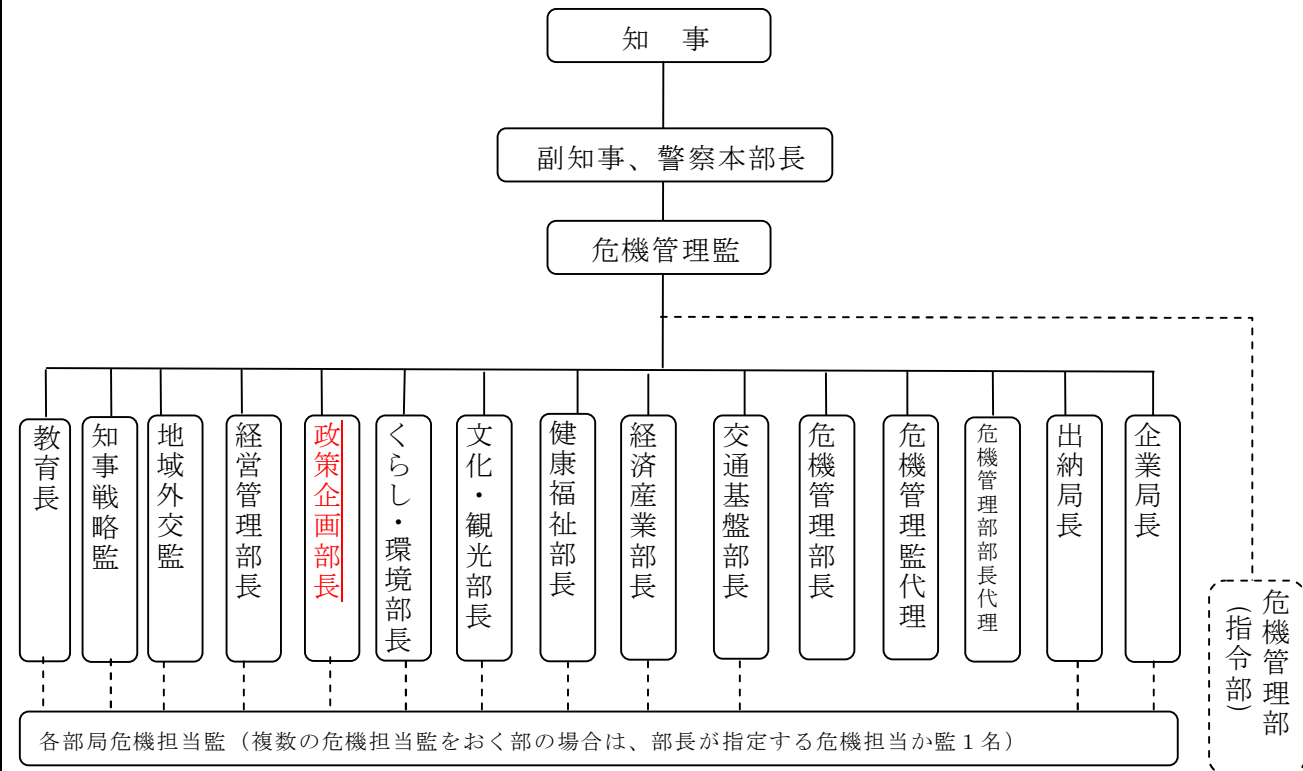
事業名	平成28年度実績		平成29年度計画		摘 要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
急傾斜地崩壊対策事業	49	1,975,687	50	2,266,150	
災害関連緊急事業	0	0		173,000	
計	49	1,975,687	50	2,439,150	

(県砂防課)

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

風水害
-18

第3章 災害応急対策計画
第1節 県災害対策本部
「静岡県災害対策本部 本部員会議」



第2、3節
(略)

第4節 水防組織
(略)

4 氾濫危険水位（洪水特別警報水位）の水位到達情報

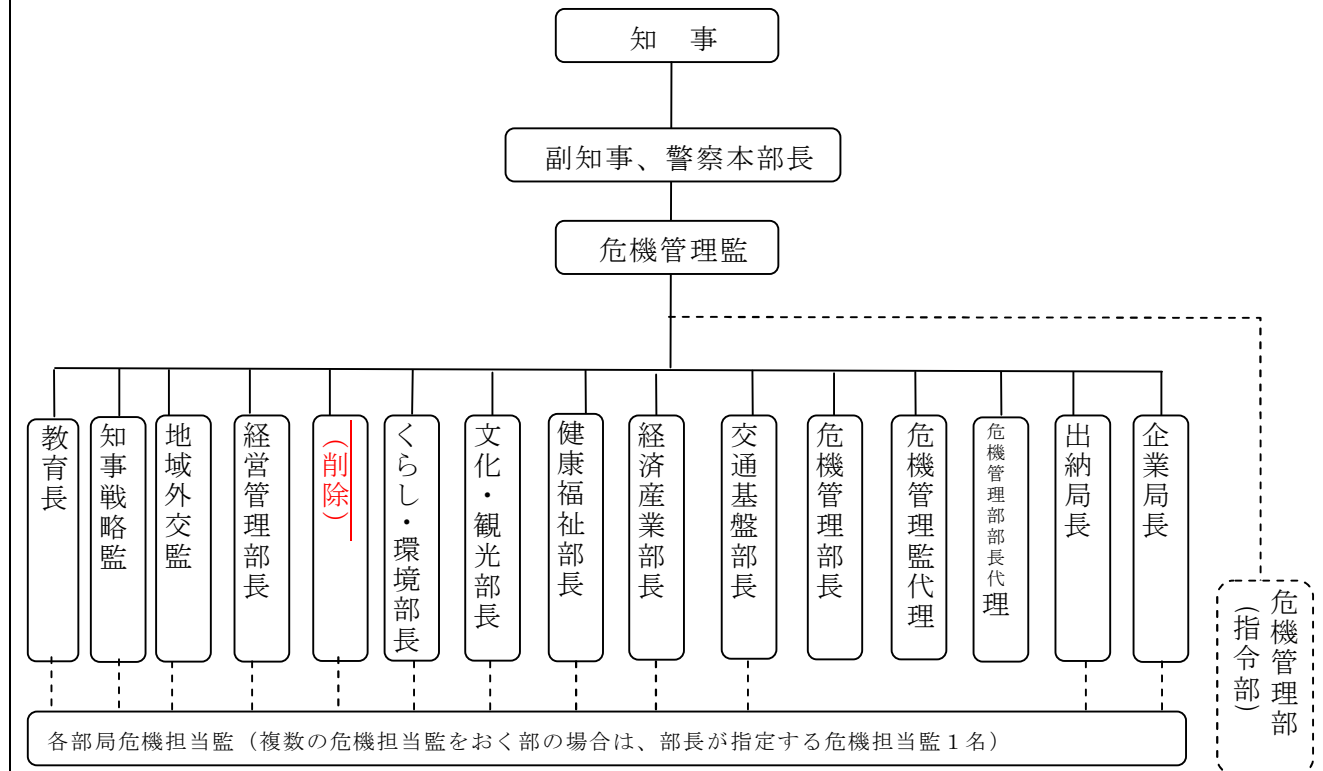
【国土交通大臣が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

(略)	(略)	(略)	
菊川	支川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
	支川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

第5、6節
(略)

風水害
-22

第3章 災害応急対策計画
第1節 県災害対策本部
「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄)



第2節～第11節
(略)

第4節 水防組織
(略)

4 氾濫危険水位（洪水特別警報水位）の水位到達情報

【国土交通大臣が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

(略)	(略)	(略)	
菊川	支川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
	支川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

第5、6節
(略)

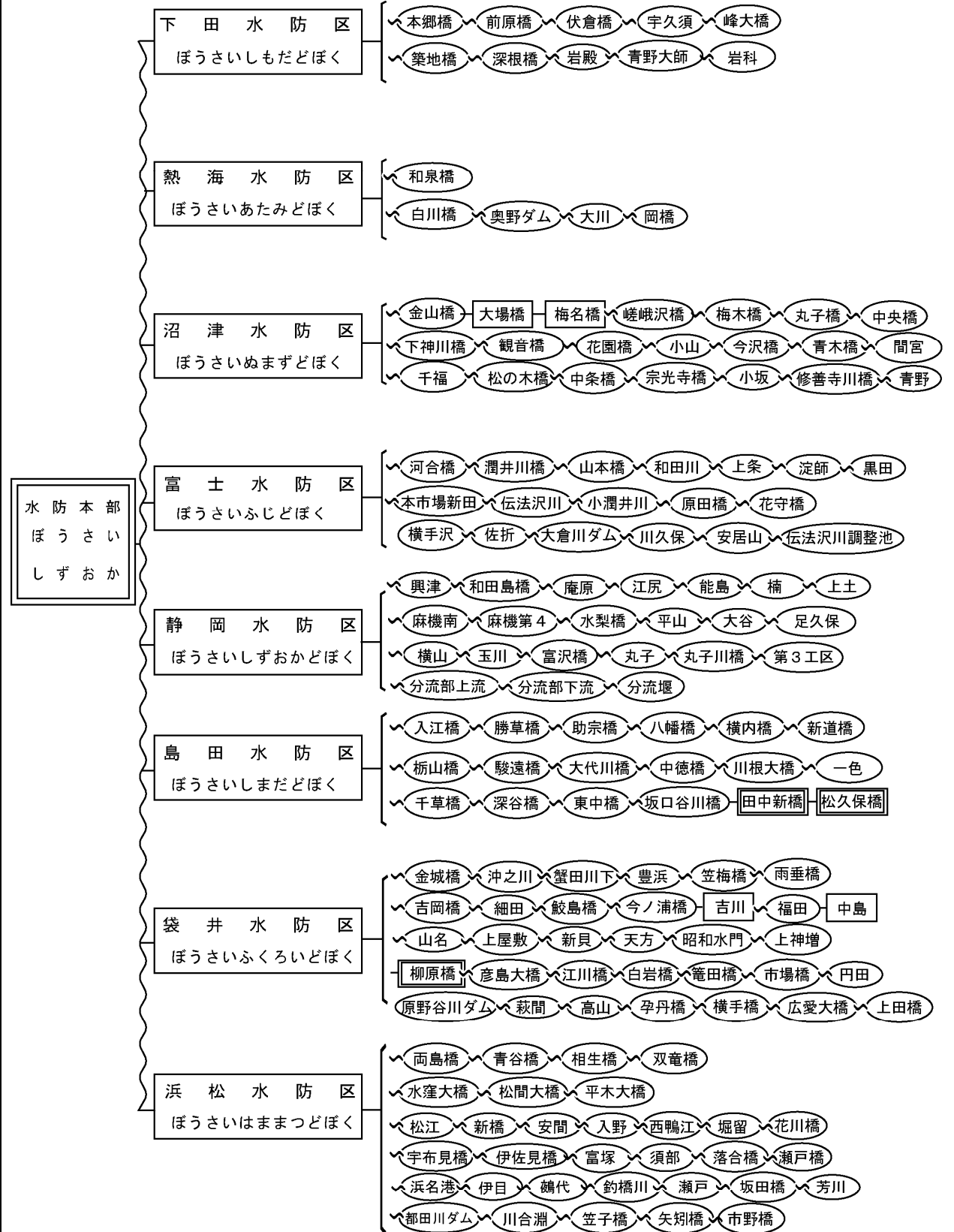
○組織改編による修正

○想定浸水区域拡大による延伸に係る修正

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

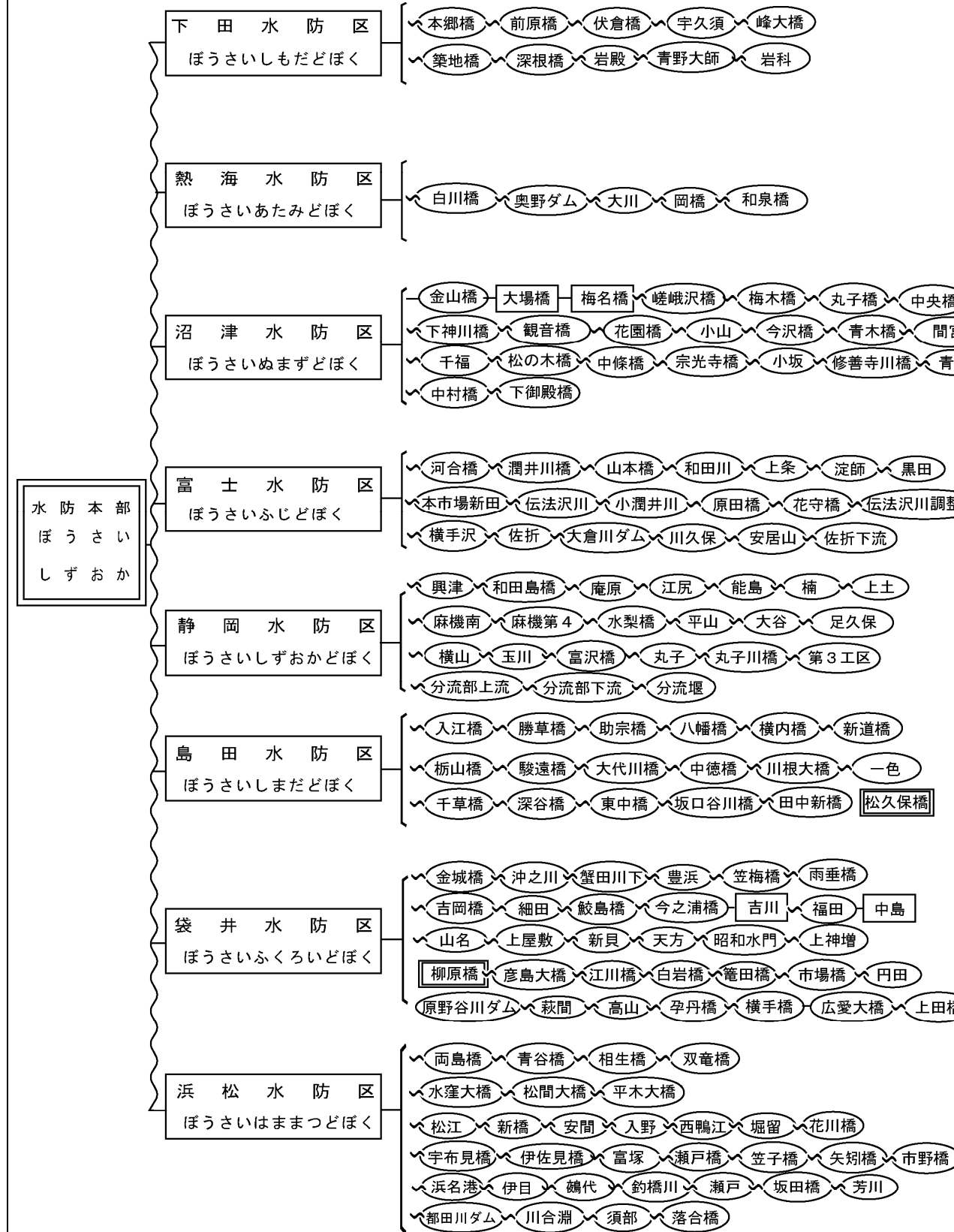
風水害
-28

第7節 通信連絡系統



(凡例) ~~~~~ 無線 ——— 加入電話
 □ 普通 □ 自記
 ○ テレメータ

第7節 通信連絡系統



(凡例) ~~~~~ 無線 ——— 加入電話
 □ 普通 □ 自記
 ○ テレメータ

○「水防計画書」改正による修正

空 白

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																
火山 -13	I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定 (略) 5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略) (3) その他の火山現象に関する予報	I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定 (略) 5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略) (3) その他の火山現象に関する予報	○気象庁の 表記統一に よる修正																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>基準と内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報 (定時)</td> <td>降灰予報 (定時)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 </td> <td>噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (速報)</td> <td>降灰予報 (速報)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、速やかに発表 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 </td> <td>噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表 降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供 </td> <td>噴火発生後、20～30分程度で発表</td> </tr> </tbody> </table>	名称		種類	基準と内容	発表時期	降灰予報 (定時)	降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 	噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表	降灰予報 (速報)	降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、速やかに発表 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 	噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表	降灰予報 (詳細)	降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表 降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供 	噴火発生後、20～30分程度で発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報 (定時)</td> <td>噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合</td> <td>18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</td> <td>噴火の発生に関わらず定期的に発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (速報)</td> <td>「やや多量」以上の降灰が予測された場合</td> <td>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</td> <td>噴火後速やかに(5～10分程度)発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td>「やや多量」以上の降灰が予測された場合</td> <td>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供</td> <td>噴火後20～30分程度で発表</td> </tr> </tbody> </table>	予報の種類	発表基準	内容	発表時期	降灰予報 (定時)	噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合	18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火の発生に関わらず定期的に発表	降灰予報 (速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5～10分程度)発表	降灰予報 (詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後20～30分程度で発表
	名称	種類		基準と内容	発表時期																														
	降灰予報 (定時)	降灰予報 (定時)		<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 	噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表																														
降灰予報 (速報)	降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、速やかに発表 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 	噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表																																
降灰予報 (詳細)	降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表 降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供 	噴火発生後、20～30分程度で発表																																
予報の種類	発表基準	内容	発表時期																																
降灰予報 (定時)	噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合	18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火の発生に関わらず定期的に発表																																
降灰予報 (速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5～10分程度)発表																																
降灰予報 (詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後20～30分程度で発表																																
降灰量階級と降灰の厚さ (略) (追加)	降灰量階級と降灰の厚さ (略) 火山ガス予報 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報																																		

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表 （案）

	(4) 火山現象に関する情報等			(4) 火山現象に関する情報等			
	情報の種類	内容	発表時期	情報の種類	内容	発表時期	
	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	<u>必要に応じて</u> 定期的または臨時に発表	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	定期的または必要に <u>応じて</u> 臨時に発表 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</u>	
	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの <u>(初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表)</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表（ <u>常時観測</u> 火山が対象）	噴火速報	<u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの(普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない)</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表（ <u>火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象</u> ）	
	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙 <u>高度</u> 等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表	噴火に関する火山観測報	<u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の<u>高さ</u>等を知らせるもの</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表	
	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>定期的</u> または必要に応じて臨時に発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>毎月</u> または必要に応じて臨時に発表	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
火山 -24	第2章 災害予防計画（平常時対策） (略)			第2章 災害予防計画（平常時対策） (略)			○組織改編による修正
	第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略)			第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略)			
	第3節 県の体制 (略)			第3節 県の体制 (略)			
	表中 <u>「知事公室広聴広報課」</u>			表中 <u>「知事戦略局広聴広報課」</u>			
	第4節～第7節 (略)			第4節～第7節 (略)			
第4章 災害復旧計画 (略)			第4章 災害復旧計画 (略)				

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表 （案）

II 富士山の火山防災計画
第1章 総則
第1節 (略)
第2節 気象庁が発表する活動火山の状況に応じた噴火警報等 (略)
2 その他の火山現象に関する予報

名称	種類	基準と内容	発表時期
降灰予報	降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ・18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 	噴火発生に関わらず、定期的(3時間ごと)に発表
	降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、速やかに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 	噴火発生後、5～10分程度で速やかに発表
	降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表 ・降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村を明示して提供 	噴火発生後、20～30分程度で発表

降灰量階級と降灰の厚さ
(略)
(追加)

火山
-34

II 富士山の火山防災計画
第1章 総則
第1節 (略)
第2節 気象庁が発表する活動火山の状況に応じた噴火警報等 (略)
2 その他の火山現象に関する予報

予報の種類	発表基準	内容	発表時期
降灰予報 (定時)	噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合	18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火の発生に関わらず定期的に発表
降灰予報 (速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5～10分程度)発表
降灰予報 (詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後20～30分程度で発表

降灰量階級と降灰の厚さ
(略)
火山ガス予報
居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

○気象庁の表記統一による修正

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表 （案）

3 火山現象に関する情報等	3 火山現象に関する情報等																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>必要に応じて定期的または臨時に発表</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの <u>（初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表）</u></td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表（<u>常時観測</u>火山が対象）</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙<u>高度</u>等を知らせるもの</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</td> <td><u>定期的</u>または必要に応じて臨時に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの <u>（初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表）</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表（ <u>常時観測</u> 火山が対象）	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙 <u>高度</u> 等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>定期的</u> または必要に応じて臨時に発表	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>定期的または必要に応じて臨時に発表 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</u></td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td><u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）</u></td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表（<u>火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象</u>）</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td><u>主に航空関係機関向けの情報で、</u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の<u>高さ</u>等を知らせるもの</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</td> <td><u>毎月</u>または必要に応じて臨時に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</u>	噴火速報	<u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表（ <u>火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象</u> ）	噴火に関する火山観測報	<u>主に航空関係機関向けの情報で、</u> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の <u>高さ</u> 等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>毎月</u> または必要に応じて臨時に発表	(略)	(略)	(略)	<p>○実状にあわせた修正</p> <p>○「富士山火山広域避難計画」改正による修正</p>
情報の種類	内容	発表時期																																				
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表																																				
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの <u>（初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表）</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表（ <u>常時観測</u> 火山が対象）																																				
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙 <u>高度</u> 等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表																																				
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>定期的</u> または必要に応じて臨時に発表																																				
(略)	(略)	(略)																																				
情報の種類	内容	発表時期																																				
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</u>																																				
噴火速報	<u>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）</u>	噴火が発生した場合に直ちに発表（ <u>火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象</u> ）																																				
噴火に関する火山観測報	<u>主に航空関係機関向けの情報で、</u> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の <u>高さ</u> 等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表																																				
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>毎月</u> または必要に応じて臨時に発表																																				
(略)	(略)	(略)																																				
<p>第3節 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 市町避難計画の策定 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 市町避難計画の策定 (略)</p>																																					
<p>火山-44 (3) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会<u>及び県トラック協会等</u>と調整を行う。また、避難実施市町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。</p>	<p>(3) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会<u>等</u>と調整を行う。また、避難実施市町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。</p>																																					
<p>火山-45 第4節 <u>(追加)</u></p>	<p>第4節 <u>避難促進施設</u></p> <p><u>1 避難促進施設の指定</u></p> <p><u>火山災害警戒地域に指定されている市町は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市町地域防災計画に明記するものとする。</u></p> <p><u>2 指定の基準</u></p> <p><u>避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。</u></p>																																					

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>火山 -50</p>	<p>第4節 予防教育及び研修・訓練の実施</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略)</p> <p>第3節 県の体制 1 配備体制 表中 <u>「知事公室広聴広報課」</u> (略)</p> <p>第4節 交通規制 (略)</p> <p>3 鉄道の運行規制 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。<u>また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、</u>その中に含まれる鉄道区間を運行規制の対象とする。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づく<u>詳細な運行規制の実施方法を検討する。</u>噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、<u>利用者</u>に周知する。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、<u>速やかに当該区間の運行を休止</u>するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、<u>協議会（または合同会議）において調整を行った上で、</u>運行規制を実施する。</p> <p>本計画で鉄道運行規制の対象となる鉄道路線は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 予防教育及び研修・訓練の実施</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略)</p> <p>第3節 県の体制 1 配備体制 表中 <u>「知事戦略局広聴広報課」</u> (略)</p> <p>第4節 交通規制 (略)</p> <p>3 鉄道の運行規制 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準 <u>又は事業者で定めた基準</u>により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制 <u>の実施に努めるものとする。</u></p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。</p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会） <u>は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する必要がある。</u>その中に <u>鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。</u></p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づき <u>あらかじめ</u>運行規制の実施方法の <u>検討を行い、</u>噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、<u>運行規制等がある場合は、鉄道利用者</u>に周知する。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、<u>状況に応じて</u>当該区間の <u>運行規制を検討</u>するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、<u>合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者</u>に情報提供するとともに、<u>鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した</u>運行規制を実施する。</p> <p><u>溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである</u></p> <p>(略)</p>
<p>火山 -53</p>	<p>第4節 予防教育及び研修・訓練の実施</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略)</p> <p>第3節 県の体制 1 配備体制 表中 <u>「知事公室広聴広報課」</u> (略)</p> <p>第4節 交通規制 (略)</p> <p>3 鉄道の運行規制 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。<u>また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、</u>その中に含まれる鉄道区間を運行規制の対象とする。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づく<u>詳細な運行規制の実施方法を検討する。</u>噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、<u>利用者</u>に周知する。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、<u>速やかに当該区間の運行を休止</u>するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、<u>協議会（または合同会議）において調整を行った上で、</u>運行規制を実施する。</p> <p>本計画で鉄道運行規制の対象となる鉄道路線は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 予防教育及び研修・訓練の実施</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略)</p> <p>第3節 県の体制 1 配備体制 表中 <u>「知事戦略局広聴広報課」</u> (略)</p> <p>第4節 交通規制 (略)</p> <p>3 鉄道の運行規制 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準 <u>又は事業者で定めた基準</u>により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制 <u>の実施に努めるものとする。</u></p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。</p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会） <u>は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する必要がある。</u>その中に <u>鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。</u></p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づき <u>あらかじめ</u>運行規制の実施方法の <u>検討を行い、</u>噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、<u>運行規制等がある場合は、鉄道利用者</u>に周知する。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、<u>状況に応じて</u>当該区間の <u>運行規制を検討</u>するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、<u>合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者</u>に情報提供するとともに、<u>鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した</u>運行規制を実施する。</p> <p><u>溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである</u></p> <p>(略)</p>

○組織改編による修正

○「富士山火山広域避難計画」改正による修正

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表 （案）

火山 -54	鉄道における運行規制の実施基準			鉄道における運行規制の実施基準		
	実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応	実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
	噴火警戒 レベル3以降	— (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制	噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
	避難勧告等 発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制	避難勧告等 発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	(状況に応じて) 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制
	※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。			※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。		
	(略)			(略)		
	<p>第5節 避難者の輸送</p> <p>県は、県バス協会や県トラック協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、資料の巻Ⅱ 10-4-5「民間車両借上げ計画」(中部運輸局静岡運輸支局策定)に基づき、車両の派遣要請を行う。</p> <p>市町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。</p> <p>県は、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意(情報収集体制))の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。</p> <p>市町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会や県トラック協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。</p>			<p>第5節 避難者の輸送</p> <p>県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、資料の巻Ⅱ 10-4-5「民間車両借上げ計画」(中部運輸局静岡運輸支局策定)に基づき、車両の派遣要請を行う。</p> <p>市町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。</p> <p>県は、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意(情報収集体制))の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。</p> <p>市町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する</p>		
	<p>第6節～第10節</p> <p>(略)</p>			<p>第6節～第10節</p> <p>(略)</p>		

○実状にあわせた修正

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																																																																					
大火災 -10	I 大火災対策計画 第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略) 第3節 県の対応 1 大規模火災災害応急体制 表中「 <u>経済産業部森林・林業局</u> 」 第4章 (略) II 大爆発対策計画 第1章 総則 (略)	I 大火災対策計画 第3章 災害応急対策計画 第1、2節 (略) 第3節 県の対応 1 大規模火災災害応急体制 表中「 <u>経済産業部森林・林業局長</u> 」 第4章 (略) II 大爆発対策計画 第1章 総則 (略)	○ 誤字の修正																																																																																					
	第3節 予想される災害と地域 県内危険物施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵</td> <td>2,474</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク</td> <td>2,582</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>地下タンク</td> <td>2,266</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>移動タンク</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10,091</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油取扱</td> <td>2,201</td> </tr> <tr> <td>第1種販売</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>第2種販売</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移送</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,244</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4,496</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,803</td> </tr> </tbody> </table>	区分		県計	製造所	216	貯蔵所	屋内貯蔵	2,474	屋外タンク	2,582	屋内タンク	532	地下タンク	2,266	簡易タンク	49	移動タンク	1,770	屋外	418	小計	10,091	取扱所	給油取扱	2,201	第1種販売	36	第2種販売	5	移送	10	一般	2,244	小計	4,496	合計	14,803	第3節 予想される災害と地域 県内危険物施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>㈱ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業㈱</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>㈱光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>㈱臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火㈱中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火㈱大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火㈱大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火㈱</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(旧細江町)</td> <td>田畑煙火㈱</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(旧細江町)</td> <td>田畑煙火㈱</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	㈱ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業㈱	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	㈱光屋窪田煙火工場	打揚煙火	〃	㈱静玉屋	打揚煙火	藤枝市	㈱臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	〃	㈱神戸煙火工場	打揚煙火	〃	㈱イケブン寺島工場	打揚煙火	〃	㈱イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火㈱中河工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火㈱大津工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火㈱大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火㈱	打揚煙火	浜松市(旧細江町)	田畑煙火㈱	打揚煙火	浜松市(旧細江町)	田畑煙火㈱	打揚煙火	○ 時点修正
区分	県計																																																																																							
製造所	216																																																																																							
貯蔵所	屋内貯蔵	2,474																																																																																						
	屋外タンク	2,582																																																																																						
	屋内タンク	532																																																																																						
	地下タンク	2,266																																																																																						
	簡易タンク	49																																																																																						
	移動タンク	1,770																																																																																						
	屋外	418																																																																																						
	小計	10,091																																																																																						
取扱所	給油取扱	2,201																																																																																						
	第1種販売	36																																																																																						
	第2種販売	5																																																																																						
	移送	10																																																																																						
	一般	2,244																																																																																						
	小計	4,496																																																																																						
合計	14,803																																																																																							
市町名	事業所名	製造する火薬類																																																																																						
南伊豆町	㈱ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																						
裾野市	日邦工業㈱	実包																																																																																						
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																						
静岡市	㈱光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱静玉屋	打揚煙火																																																																																						
藤枝市	㈱臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																						
島田市	井上玩具煙火㈱中河工場	玩具煙火																																																																																						
〃	井上玩具煙火㈱大津工場	玩具煙火																																																																																						
〃	井上玩具煙火㈱大津第2工場	玩具煙火																																																																																						
湖西市	三遠煙火㈱	打揚煙火																																																																																						
浜松市(旧細江町)	田畑煙火㈱	打揚煙火																																																																																						
浜松市(旧細江町)	田畑煙火㈱	打揚煙火																																																																																						
大火災 -16		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵</td> <td>2,471</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク</td> <td>2,547</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>地下タンク</td> <td>2,180</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>移動タンク</td> <td>1,737</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10,126</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油取扱</td> <td>2,134</td> </tr> <tr> <td>第1種販売</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>第2種販売</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>移送</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,213</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4,395</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,521</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県計	製造所	227	貯蔵所	屋内貯蔵	2,471	屋外タンク	2,547	屋内タンク	504	地下タンク	2,180	簡易タンク	49	移動タンク	1,737	屋外	411	小計	10,126	取扱所	給油取扱	2,134	第1種販売	36	第2種販売	4	移送	8	一般	2,213	小計	4,395	合計	14,521	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>㈱ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業㈱</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>㈱光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>㈱臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>㈱イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火㈱中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火㈱大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火㈱大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火㈱</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(削除)</td> <td>田畑煙火㈱</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	㈱ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業㈱	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	㈱光屋窪田煙火工場	打揚煙火	〃	㈱静玉屋	打揚煙火	藤枝市	㈱臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	〃	㈱神戸煙火工場	打揚煙火	〃	㈱イケブン寺島工場	打揚煙火	〃	㈱イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火㈱中河工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火㈱大津工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火㈱大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火㈱	打揚煙火	浜松市(削除)	田畑煙火㈱	打揚煙火	(削除)	(削除)	(削除)	※平成29年4月1日現在
区分	県計																																																																																							
製造所	227																																																																																							
貯蔵所	屋内貯蔵	2,471																																																																																						
	屋外タンク	2,547																																																																																						
	屋内タンク	504																																																																																						
	地下タンク	2,180																																																																																						
	簡易タンク	49																																																																																						
	移動タンク	1,737																																																																																						
	屋外	411																																																																																						
	小計	10,126																																																																																						
取扱所	給油取扱	2,134																																																																																						
	第1種販売	36																																																																																						
	第2種販売	4																																																																																						
	移送	8																																																																																						
	一般	2,213																																																																																						
	小計	4,395																																																																																						
合計	14,521																																																																																							
市町名	事業所名	製造する火薬類																																																																																						
南伊豆町	㈱ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																						
裾野市	日邦工業㈱	実包																																																																																						
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																						
静岡市	㈱光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱静玉屋	打揚煙火																																																																																						
藤枝市	㈱臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																						
〃	㈱イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																						
島田市	井上玩具煙火㈱中河工場	玩具煙火																																																																																						
〃	井上玩具煙火㈱大津工場	玩具煙火																																																																																						
〃	井上玩具煙火㈱大津第2工場	玩具煙火																																																																																						
湖西市	三遠煙火㈱	打揚煙火																																																																																						
浜松市(削除)	田畑煙火㈱	打揚煙火																																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)																																																																																						

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

大火災
-17

事業所数	<u>6,736</u>							
<u>(追加)</u>								
高圧ガス製造事業所（第1種）								
区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					その他
			酸素	水素	アンモニア	塩素		
下田市		3	1	1				
伊東市		3	1	1				
熱海市		<u>3</u>	1	1				
三島市		4	1	1				
沼津市	1	<u>12</u>	2	1				天然ガス1
裾野市		<u>4</u>	4	1	1			天然ガス1、メタン1
御殿場市		<u>12</u>	4	3				天然ガス1
富士市		13	15	7	2	2	1	天然ガス3
富士宮市	1	6	8	2				天然ガス6
静岡市	9	25	<u>23</u>	11	<u>1</u>		1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1
焼津市	11	11	4	1				天然ガス3
藤枝市		5						
島田市	3	9	3					天然ガス3
掛川市		<u>16</u>	7	2	2			天然ガス2、トリメチルアミン1
袋井市	2	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8
浜松市		<u>28</u>	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1
湖西市		6	2	1	1			
伊豆市		1						
御前崎市		2	1					トリメチルアミン1
伊豆の国市		6						
菊川市		3						
牧之原市		<u>7</u>	1					天然ガス1
賀茂郡		4						
田方郡		2						
駿東郡		10	<u>4</u>	2				天然ガス2
榛原郡		5	3	2				天然ガス1
周智郡								
計	28	<u>219</u>	131	53	<u>11</u>	6	2	<u>59</u>

(追加)
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

事業所数	<u>6,719</u>							
<u>※平成29年4月1日現在</u>								
高圧ガス製造事業所（第1種）								
区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					その他
			酸素	水素	アンモニア	塩素		
下田市		3	1	1				
伊東市		3	1	1				
熱海市		<u>2</u>	1	1				
三島市		4	1	1				
沼津市	1	<u>11</u>	2	1				天然ガス1
裾野市		<u>3</u>	4	1	1			天然ガス1、メタン1
御殿場市		<u>10</u>	4	3				天然ガス1
富士市		13	15	7	2	2	1	天然ガス3
富士宮市	1	6	8	2				天然ガス6
静岡市	9	25	<u>24</u>	11	<u>2</u>		1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1
焼津市	11	11	4	1				天然ガス3
藤枝市		5						
島田市	3	9	3					天然ガス3
掛川市		<u>14</u>	7	2	2			天然ガス2、トリメチルアミン1
袋井市	2	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8
浜松市		<u>27</u>	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1
湖西市		6	2	1	1			
伊豆市		1						
御前崎市		2	1					トリメチルアミン1
伊豆の国市		6						
菊川市		3						
牧之原市		<u>6</u>	1					天然ガス1
賀茂郡		4						
田方郡		2						
駿東郡		10	<u>3</u>	2				天然ガス1
榛原郡		5	3	2				天然ガス1
周智郡								
計	28	<u>210</u>	131	53	<u>12</u>	6	2	<u>58</u>

※平成29年4月1日現在
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

○時点修正

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

項	旧	新	備考																																								
大事故-5	<p>I 道路事故対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,230.1</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>307</td> <td>3,264.4</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>108,259</td> <td>32,131.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,584</td> <td>36,626.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県内の交通事故件数等</p> <p>平成21年中に静岡県内で発生した交通事故は35,878件で、死者数は179人となっており、件数では全国で8番目、死者数では9番目に多い。</p> <p>4 道路交通危険箇所</p> <p>平成22年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第2章～第4章 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.8	一般国道	18	1,230.1	県道	307	3,264.4	市町道	108,259	32,131.7	合計	108,584	36,626.2	<p>I 道路事故対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (平成28年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1223.5</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3268.0</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>108,511</td> <td>32,162.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,840</td> <td>37,005.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県内の交通事故件数等</p> <p>平成28年中に静岡県内で発生した交通事故は31,518件で、死者数は137人となっており、件数では全国で5番目、死者数では11番目に多い。</p> <p>4 道路交通危険箇所</p> <p>平成29年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第2章～第4章 (略)</p> <p>II 船舶事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 過去の顕著な事故</p> <p><u>1 重大な事故事例</u></p> <p>本県周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他都道府県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本県周辺海域でも起こらないとは限らない。 (略)</p> <p><u>2 最近の事故事例</u></p> <p><u>近年、本邦及び周辺において発生している事故事例は、以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生日</th> <th>事故状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年11月 フェリーありあけ</td> <td>三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910ト)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.5	一般国道	18	1223.5	県道	308	3268.0	市町道	108,511	32,162.7	合計	108,840	37,005.7	発生日	事故状況	2009年11月 フェリーありあけ	三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910ト)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続	<p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○過去の重大な事故事例に加えて、最近の事故事例についても記載</p>
	道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	3	351.8																																									
一般国道	18	1,230.1																																									
県道	307	3,264.4																																									
市町道	108,259	32,131.7																																									
合計	108,584	36,626.2																																									
道路の種類	路線数	実延長(km)																																									
高速自動車国道	3	351.5																																									
一般国道	18	1223.5																																									
県道	308	3268.0																																									
市町道	108,511	32,162.7																																									
合計	108,840	37,005.7																																									
発生日	事故状況																																										
2009年11月 フェリーありあけ	三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910ト)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続																																										
大事故-17	<p>II 船舶事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 過去の顕著な事故</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>本県周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本県周辺海域でも起こらないとは限らない。 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>																																										

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>大事故 -18</p>	<p>第2節 予想される事故と地域 (略) ○海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容</p> <table border="1" data-bbox="261 877 1412 1234"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責務等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	根拠法令	責務等の内容	(略)	(略)	(略)	海上保安庁	(略)	(略)	市町村長	(略)	(略)	県警察本部	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1478 159 2706 562"> <tr> <td>横転事故</td> <td>が主な原因。</td> </tr> <tr> <td>2014年5月 姫路沖タンカー爆 発事故</td> <td>兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1人が死亡、4人が重傷。</td> </tr> <tr> <td>2015年4月 韓国セウォル号沈 没事故</td> <td>韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は300人以上。主な原因は過積載等。</td> </tr> <tr> <td>2015年7月 北海道苫小牧沖 フェリー火災</td> <td>「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客93名は退船し救助され、船員1名が死亡。</td> </tr> </table> <p>第2節 予想される事故と地域 (略) ○海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容</p> <table border="1" data-bbox="1546 835 2694 1192"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責務等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	横転事故	が主な原因。	2014年5月 姫路沖タンカー爆 発事故	兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1人が死亡、4人が重傷。	2015年4月 韓国セウォル号沈 没事故	韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は300人以上。主な原因は過積載等。	2015年7月 北海道苫小牧沖 フェリー火災	「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客93名は退船し救助され、船員1名が死亡。	主 体	根拠法令	責務等の内容	(略)	(略)	(略)	海上保安庁	(略)	(略)	市町長	(略)	(略)	県警察本部	(略)	(略)	
	主 体	根拠法令	責務等の内容																																						
(略)	(略)	(略)																																							
海上保安庁	(略)	(略)																																							
市町村長	(略)	(略)																																							
県警察本部	(略)	(略)																																							
横転事故	が主な原因。																																								
2014年5月 姫路沖タンカー爆 発事故	兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1人が死亡、4人が重傷。																																								
2015年4月 韓国セウォル号沈 没事故	韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は300人以上。主な原因は過積載等。																																								
2015年7月 北海道苫小牧沖 フェリー火災	「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客93名は退船し救助され、船員1名が死亡。																																								
主 体	根拠法令	責務等の内容																																							
(略)	(略)	(略)																																							
海上保安庁	(略)	(略)																																							
市町長	(略)	(略)																																							
県警察本部	(略)	(略)																																							
<p>大事故 -19</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="225 1377 1430 1894"> <thead> <tr> <th>実 施 主 体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ <u>海上交通の安全確保のための措置</u> ・<u>漁船の操業安全指導海域内における指導、災害予防通信及び港内パトロール等を実施し、海上交通の安全確保に努める。</u> エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 主 体	内 容	県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ <u>海上交通の安全確保のための措置</u> ・ <u>漁船の操業安全指導海域内における指導、災害予防通信及び港内パトロール等を実施し、海上交通の安全確保に努める。</u> エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備	(略)	(略)	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1507 1335 2712 1852"> <thead> <tr> <th>実 施 主 体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ <u>港湾施設の適正利用確保の措置</u> ・港内パトロール等を実施し、<u>港湾施設の良好維持と適正利用の確保</u>に努める。 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 主 体	内 容	県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ <u>港湾施設の適正利用確保の措置</u> ・港内パトロール等を実施し、 <u>港湾施設の良好維持と適正利用の確保</u> に努める。 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備	(略)	(略)	<p>○港湾法に適した内容に修正</p>																										
実 施 主 体	内 容																																								
県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ <u>海上交通の安全確保のための措置</u> ・ <u>漁船の操業安全指導海域内における指導、災害予防通信及び港内パトロール等を実施し、海上交通の安全確保に努める。</u> エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備																																								
(略)	(略)																																								
実 施 主 体	内 容																																								
県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ <u>港湾施設の適正利用確保の措置</u> ・港内パトロール等を実施し、 <u>港湾施設の良好維持と適正利用の確保</u> に努める。 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備																																								
(略)	(略)																																								

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>大事故 -21</p>	<p>○第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておく<u>ものとする</u>。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>○第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておく。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。<u>また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。(下図参照)</u></p> <p><u>なお</u>、広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う(略)</p>	<p>○連絡先等について柔軟性をもたせる内容に修正</p> <p>○具体的な例示を記載</p>
<p>大事故 -22</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第2節 応急対策 1 応急対策の流れ 表(略) (注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等</p>	<p><u>参照：清水港沖で旅客船内で火災事故発生時の例</u></p> <p>初動時の情報収集・伝達 (清水港で事故が発生した場合)</p> <pre> graph TD A[事故等の発生] --> B[事故船舶の船長、発見者] B --> C[海上運送事業者等] B --> D[第3管区海上保安部 運用司令センター] C --> E[県旅客船協会] C --> F[中部運輸局 静岡運輸支局] C --> G[県清水港管理局] D --> H[清水海上保安部] H --> I[静岡市消防局] H --> J[県危機管理部 危機対策課] H --> K[清水警察署] H --> L[水難救済会 救助所] I --> M[市危機管理総室] J --> N[中部危機管理局] J --> O[県危機管理部 消防保安課] K --> P[県警本部 県警指令室 (災害対策課)] M --> Q[清水区役所 地域総務課] N --> R[県消防防災航空隊] O --> R P --> S[県警航空隊] </pre> <p>第2節 応急対策 1 応急対策の流れ 表(略) (注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等</p> <p><u>沿岸市町とは、「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」、第2節第2項の「沿岸市町一覧表」</u></p>	<p>○沿岸市町の定義を明</p>

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

大事故
-23

(追加)

2 県の体制

(1) 突発的災害応急体制(事前配備体制)

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸市町へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合、危機管理部及び市町を所管する地域危機管理局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

(追加)

区分	内容
任務	(略)

(略)

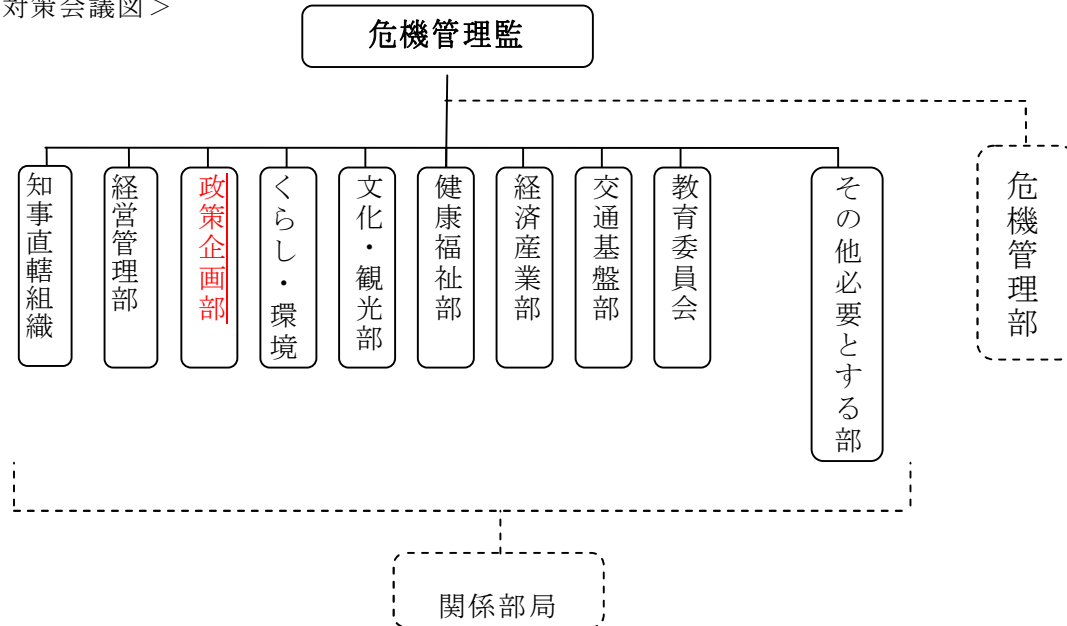
(追加)

(2) 災害対策本部

(略)

② 対策会議

< 県対策会議図 >



(略)

(追加)

3 防災関係機関

に同じ。

2 県の体制

(1) 突発的災害応急体制(事前配備体制)

○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸市町へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合、危機管理部は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

○ 突発的応急体制(事前配備体制)時の処理事項は、以下のとおり。

区分	内容
任務	(略)

(略)

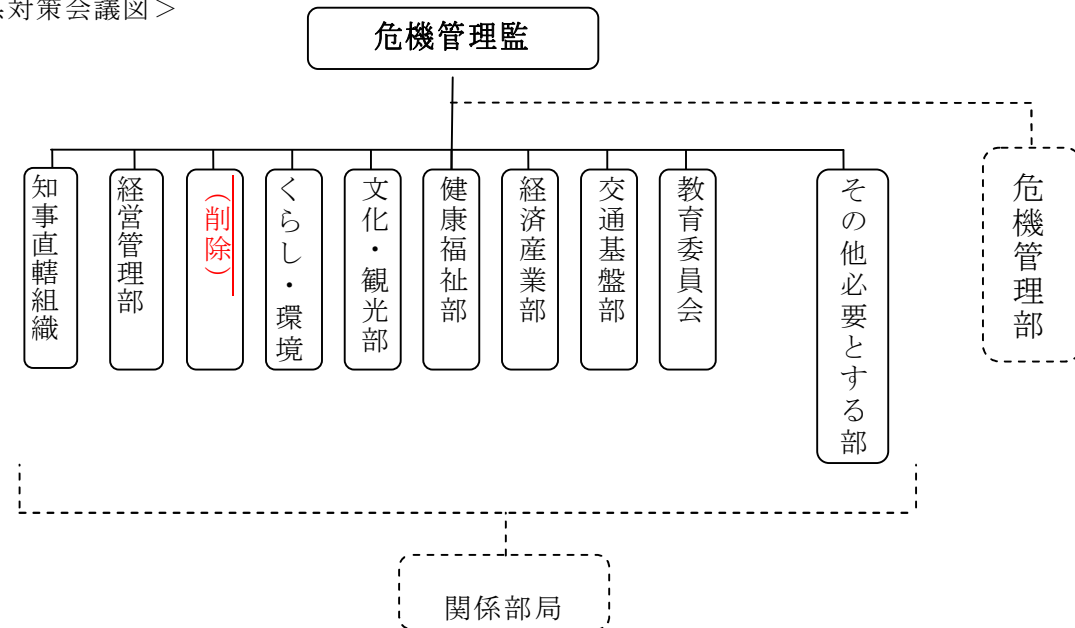
○ 当該市町を所管する危機管理局等の体制は、危機管理部に準じた体制をとるものとし、細部は、各危機管理局長等が定めるところによる。

(2) 災害対策本部

(略)

② 対策会議

< 県対策会議図 >



(略)

(3) 職員の派遣

危機管理監は、情報収集及び関係機関との連絡・調整のため、海難事故が発生した最寄の沿岸又は事故が発生した船舶が着岸する場所などに設置される各関係機関の活動調整の場に職員を派遣する。

3 防災関係機関

実施主体	内容

確にするために記載

○ 表の趣旨を明確にするために記載

○ 各危機管理局の役割を明確にするために記載

○ 組織改編による修正

○ 事故発生時の職員派遣に係る事項を追加

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

実施主体	内容	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
市町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 救助・救出活動 オ 医療救護活動 <u>(追加)</u> カ 避難所の開設、避難誘導 キ 住民に対する広報	市町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 救助・救出活動 オ 医療救護活動 <u>傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。</u> カ 避難所の開設、避難誘導 キ 住民に対する広報	○内容を明確にするために記載
(略)	(略)	(略)	(略)	○他計画と整合をとるために記載
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>各港湾・漁港管理者</u>	ア <u>関係先への事故情報の伝達</u> イ <u>岸壁等港湾施設の使用制限</u> ウ <u>海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置</u>	
<特記事項>	(略)	<特記事項>	(略)	
3 <u>医療救護等</u>		<u>(削除)</u>		○上記表に同一の内容を記載したため、削除
○傷病者が多数発生した場合は、関係市町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。				
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画		Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画		
第1、2章		第1、2章		
(略)		(略)		
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画		
第1節		第1節		
(略)		(略)		
第2節 応急対策		第2節 応急対策		
(略)		(略)		
2 県の体制		2 県の体制		
<県対策会議図>		<県対策会議図>		
				○組織改編による修正

大事故
-37

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

	<p>第4章 (略)</p> <p>IV 鉄道事故対策計画 第1、2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略)</p> <p>第2節 応急体制 (略)</p>	<p>第4章 (略)</p> <p>IV 鉄道事故対策計画 第1、2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略)</p> <p>第2節 応急体制 (略)</p>	
<p>大 事 故 -50</p>	<p>1 県の体制 < 県対策会議図 ></p>	<p>1 県の体制 < 県対策会議図 ></p>	<p>○組織改編による修正</p>
<p>大 事 故 -53</p>	<p>V 航空事故対策計画 第1章 総則</p> <p><u>静岡空港及びその周辺（以下「静岡空港等」という。）並びにその他の地域</u>において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。</p> <p>なお、その周辺とは「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路から概ね半径9kmの</p>	<p>V 航空事故対策計画 第1章 総則</p> <p><u>静岡空港等（「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径9キロメートルの範囲をいう。）及びその他の地域</u>において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、県及び市町、防災関係機関がとるべき行動を定める。</p>	<p>○「静岡空港航空機事故等対応計画」の定義と整合を</p>

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表 （案）

<p>大事故 -57 大事故 -58 大事故 -64</p>	<p>範囲とする。</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 防災体制の整備 <連絡系統図> 表中 <u>「県内DMAT・県内災害拠点病院」</u></p> <p>Ⅱ I以外の地域において航空機事故が発生した場合 表中 <u>「県内DMAT・県内災害拠点病院」</u></p> <p>(略)</p> <p><特記事項> 1～2 (略) 3 医療救護活動 (1) (略) (2) (1)以外の地域における航空機事故 ○県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。 ・防災ヘリコプターの出動 ・消防庁等への支援要請等 ・災害拠点病院、DMAT等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請 ・救護所の設置、医薬品の手配等 (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 防災体制の整備 <連絡系統図> 表中 <u>「県内DMAT・DPAT・県内災害拠点病院」</u></p> <p>Ⅱ I以外の地域において航空機事故が発生した場合 表中 <u>「県内DMAT・DPAT・県内災害拠点病院」</u></p> <p>(略)</p> <p><特記事項> 1～2 (略) 3 医療救護活動 (1) (略) (2) (1)以外の地域における航空機事故 ○県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。 ・防災ヘリコプターの出動 ・消防庁等への支援要請等 ・災害拠点病院、DMAT、<u>DPAT</u>等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請 ・救護所の設置、医薬品の手配等 (略)</p>	<p>わせるために修正</p> <p>○静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）の発足に伴い、追加</p>
--	---	--	--

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
目次	目次	目次	
原子力-1	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と原子力事業者との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と原子力事業者との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書並びに本県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と原子力事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p>	<p>・平成28年7月8日締結の県・周辺市町・中電の協定を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-2	<p>第2節・第3節（略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日一部改正）を遵守するものとする。</p>	<p>第2節・第3節（略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成29年3月22日全部改正）を遵守するものとする。</p>	<p>・指針の最新版の改正日に修正する。</p>
原子力-3	<p>第5節（略）</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。 実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範を定める。 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。 なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p>	<p>第5節（略）</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。 実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。 なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p>	<p>・指針改正による修正（「時」を削除）</p>
原子力-3	<p>予防的防護措置を準備する区域（PAZ） 表（略）</p> <p>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） 表（略）</p>	<p>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）（略） 表（略）</p> <p>緊急防護措置を準備する区域（UPZ） 表（略）</p>	<p>・指針改正による修正（「時」を削除）</p>
原子力-5	<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等</p>	<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる</p>	<p>・指針改正による修正</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考												
原子力-5	<p>の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集事態（御前崎市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（県内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） ・ 警戒事態 ・ 施設敷地緊急事態 ・ 全面緊急事態 <p>また、UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第 3 章第 4 節に示す。</p> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ を中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<p>水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集事態（御前崎市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（県内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） ・ 警戒事態 ・ 施設敷地緊急事態 ・ 全面緊急事態 <p>また、UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第 3 章第 4 節に示す。</p> <p>2 放射性物質が放出された場合の防護措置の実施</p> <p><u>通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合</u>、UPZ を中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針改正による修正 												
原子力-9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医 学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>原子力災害医療に係る医療チーム</u>の派遣</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8（略）</p>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医 学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>原子力災害医療に係る医療チーム</u> の派遣	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医 学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>原子力災害医療派遣チーム</u>の派遣</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8（略）</p>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医 学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>原子力災害医療派遣チーム</u> の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発機構から修正意見あり、「放射線医学総合研究所」を削除 ・ 防災基本計画修正による名称の修正
機 関 名	所 掌 事 務														
(略)	(略)														
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医 学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>原子力災害医療に係る医療チーム</u> の派遣														
機 関 名	所 掌 事 務														
(略)	(略)														
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医 学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>原子力災害医療派遣チーム</u> の派遣														

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-14	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 （本文略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報の分析整理 （1）（略） （2） 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、所在市及び関係周辺市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略）</p> <p>1・2略</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 （本文略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報の分析整理 （1）（略） （2） 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、所在市及び関係周辺市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。 <u>また、県は、国と共に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略）</p> <p>1・2略</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p>	<p>・ 防災基本計画修正による新設</p> <p>・ 組織名称変更の反映漏れ</p>
原子力-18	<p>（本文略）</p> <p>1・2略</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p>	<p>（本文略）</p> <p>1・2略</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p>	<p>・ 組織名称変更の反映漏れ</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-19	<p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 <u>原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制</u></p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる<u>原子力災害医療チーム派遣</u>の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「避難者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の<u>促進</u>を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。</p> <p>表（略）</p> <p>11～17（略）</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p>	<p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 <u>原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制</u></p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる<u>原子力災害医療派遣チーム派遣</u>の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「避難者、車両、<u>家庭動物</u>、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等及び<u>民間事業者</u>との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の<u>推進</u>を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。</p> <p>表（略）</p> <p>11～17（略）</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画修正による修正 ・ 開発機構からの修正意見反映 ・ 防災基本計画修正による修正 ・ 防災基本計画の表現に合わせる修正 ・ 防災基本計画修正による修正 ・ 防災基本計画修正による修正

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-23	<p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）の避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>緊急防護措置を準備する区域（U P Z）の避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>・既に「U P Z」定義されている。</p>
原子力-25	<p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p>	<p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p>	<p>・防災基本計画修正による修正</p>
原子力-26	<p>7～9（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの</p>	<p>7～9（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの</p>	<p>・開発機構からの修正意見を反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-26	<p>場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等) についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p>	<p>場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等) についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、<u>県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p>	<p>・防災基本計画修正による修正</p> <p>・防災基本計画修正による修正</p>
原子力-28	<p>(2) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、<u>緊急被ばく医療</u>を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第12節～14節 (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</p>	<p>(2) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、<u>原子力災害医療</u>を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第12節～14節 (略)。</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</p>	<p>・他箇所の標記と合わせるため修正</p>
原子力-31	<p>また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや<u>緊急被ばく医療</u>の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①～⑩ (略)</p>	<p>また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや<u>緊急被ばく医療</u><u>原子力災害医療</u>の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①～⑩ (略)</p>	<p>・他箇所の標記と合わせるため修正</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-31	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、<u>緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等</u>に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17節～第20節 (略)</p>	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、<u>緊急被ばく原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等</u>に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17節～第20節(略)</p>	<p>・他箇所の標記と合わせるため修正</p>
原子力-34	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、内閣府は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>②(略)</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、内閣府は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。<u>その際併せて、気象情報を提供するものとされている。</u></p> <p>②(略)</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p>	<p>・防災基本計画修正による修正</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-42	<p>1～6（略）</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 （本文略）</p> <p>(1)(2)（略）</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 ①～③（略）</p> <p>④ 県の放射線防護を担う班は、<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4)（略） 安全対策</p>	<p>1～6（略）</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 （本文略）</p> <p>(1)(2)（略）</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 ①～③（略）</p> <p>④ 県の放射線防護を担う班は、<u>原子力災害医療派遣チーム</u>と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>原子力災害医療派遣チーム</u>等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4)（略） 安全対策</p>	<p>・ 防災基本計画修正による修正</p> <p>・ 防災基本計画修正による修正</p>
原子力-46	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （本文略）</p> <p>(1)(2)略</p> <p>(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うものとし、P A Zを含む市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p>また、県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、U P Zを含む市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受入れやU P Zを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果</p>	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （本文略）</p> <p>(1)(2)（略）</p> <p>(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うものとし、P A Zを含む市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（<u>具体的な避難経路、避難先を含む。</u>）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p>また、県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、U P Zを含む市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受入れやU P Zを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果</p>	<p>・ 防災基本計画修正による修正</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-48	<p>や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<p>や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（<u>具体的な避難経路、避難先を含む。</u>）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画修正による修正
原子力-48	<p>(新設)</p>	<p>(5) <u>県は、災害対策基本法第 60 条第 6 項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には県は、国及び市町と緊密な連携を行うものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画修正による修正
原子力-49	<p>表(略)</p>	<p>表(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画修正による追記
原子力-49	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p>	<p>(56) (略)</p> <p>(67) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (5) 新設に伴う番号修正 ・ 記載の適正化
原子力-50	<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	<p>(78) (略)</p> <p>(89) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (5) 新設に伴う番号修正 ・ (5) 新設に伴う番号修正

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考												
	<p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 飲食物に係るスクリーニング基準※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※2</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>0.5μSv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）</td> <td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	<p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 飲食物に係るスクリーニング基準※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※2</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>0.5μSv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）</td> <td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要													
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。													
基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要													
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。													
原子力-55	<p>※1 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p>※2～4 (略)</p> <p>表 (略)</p>	<p>※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p>※2～4 (略)</p> <p>表 (略)</p>	<p>・ IAEA 初出のため説明する</p>												

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧				新				備考	
原子力-58	第7節（略）。 第8節 救助・救急、消火及び医療活動 1（略） 2 医療活動等 (1)(2)（略）。 (3) 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、 <u>原子力災害医療に係る医療チームの派遣</u> について要請するものとする。 (4) 県は、県内又は近隣都道府県からの <u>被ばく医療に係る医療チーム</u> 等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所等）の確保を図るものとする。 (5)～(7)（略） (8) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。				第7節（略） 第8節 救助・救急、消火及び医療活動 1（略） 2 医療活動等 (1)(2)（略） (3) 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、 <u>原子力災害医療派遣チームの派遣</u> について要請するものとする。 (4) 県は、県内又は近隣都道府県からの <u>原子力災害医療派遣チーム</u> 等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所等）の確保を図るものとする。 (5)～(7)（略） (8) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。				・防災基本計画の修正による修正 ・防災基本計画の修正による修正	
原子力-59	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	高度被ばく医療 支援センター	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	高度被ばく医療 支援センター		・開発機構からの修正意見反映 ・修正もれ
	診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療		
	被ばく医療機関等	1 救護所等（避難所）※1 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 公立大学法人福島県立医科大学 （別表3-8-4）	被ばく医療機関等	1 救護所等（避難所）※1 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 公立大学法人福島県立医科大学 （別表3-8-4）		
	スクリーニング、線量評価※2	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（ <u>三次被ばく医療機関</u> からの技術支援）	1 高度専門的な個人線量評価	スクリーニング、線量評価※2	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（ <u>高度被ばく医療支援センター</u> からの技術支援）	1 高度専門的な個人線量評価		
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

		旧				新				備考
原子力-60	支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等）	1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の緊急被ばく医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等）	1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の原子力医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	<ul style="list-style-type: none"> ・修正もれ 	
	連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送※3	1 入院診療 2 診療開始→転送※3	専門医療機関間での転送	連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送※3	1 入院診療 2 診療開始→転送※3	専門医療機関間での転送		
原子力-59	搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。		<ul style="list-style-type: none"> ・開発機構からの修正意見反映
原子力-59	※1 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。				※1 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく原子力災害医療活動が実施される。				<ul style="list-style-type: none"> ・修正漏れ ・開発機構からの修正意見反映 ・開発機構からの修正意見反映 ・防災基本計画修正による修正 	
原子力-59	※2※3 (略)				※2※3 (略)					
原子力-59	(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。				(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。					
原子力-59	(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。				(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考												
原子力-59	<p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章～第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <p>別表（3-8-2）初期被ばく医療機関</p> <p>別表（3-8-3）二次被ばく医療機関</p> <p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p> <p>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急安措置実施状況報告書</p> <p>別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p>	<p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章～第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <p>別表（3-8-2）初期被ばく医療機関</p> <p>別表（3-8-3）二次被ばく医療機関</p> <p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p> <p>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急安措置実施状況報告書</p> <p>別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p>	<p>・開発機構からの修正意見反映</p>												
原子力-70	<p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1</td> <td>043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748	<p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1</td> <td>043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748 043-206-3103</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748 043-206-3103	<p>・開発機構からの修正意見反映</p>
病 院 名	所 在 地	電 話													
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748													
病 院 名	所 在 地	電 話													
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748 043-206-3103													

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧			新			備考
原子力-70	公立大学法人 福島県立 医科大学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1111	公立大学法人 福島県立 医科大学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1111 024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828	・福島県立医科大学からの修正意見反映
原子力-71	別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター※			別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター※			
	病院名	所在地	電話	病院名	所在地	電話	
	公立大学法人 福島県立 医科大学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1111	公立大学法人 福島県立 医科大学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1111 024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828	・福島県立医科大学からの修正意見反映
	※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。			※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。			